

新座市立地適正化計画 防災指針

令和7(2025)年6月

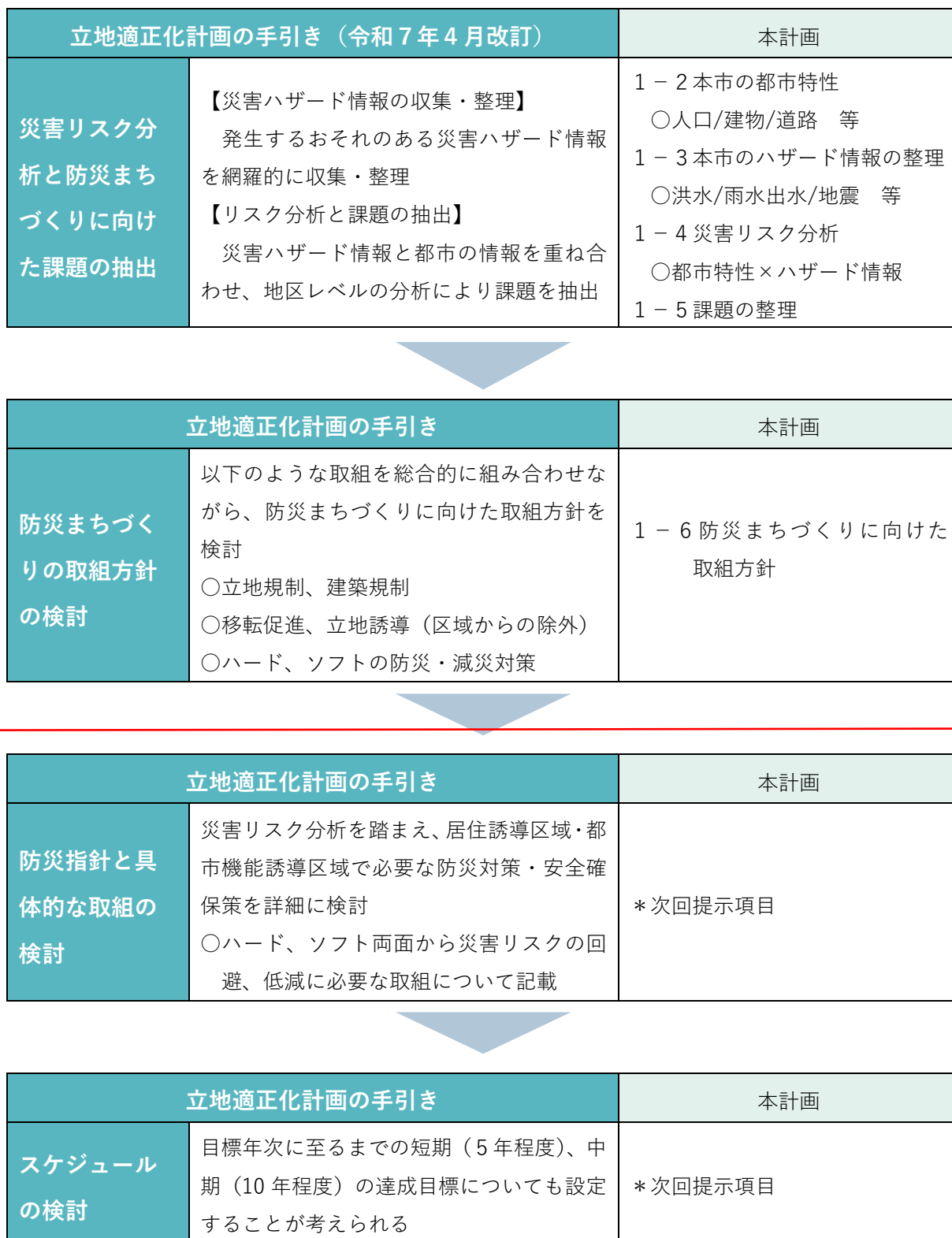
目 次

1	防災指針	1
1-1	防災指針について	1
(1)	防災指針の目的	2
(2)	防災指針検討の流れ	2
(3)	対象とする災害	3
(4)	災害リスク分析の内容	4
1-2	本市の都市特性	5
(1)	人口分布	5
(2)	建物分布	6
(3)	木造建物分布	7
(4)	旧耐震基準建物分布	8
(5)	要配慮者利用施設	9
(6)	道路網	10
(7)	指定緊急避難場所	12
(8)	大規模盛土造成地	14
(9)	住宅密集地	16
1-3	本市のハザード情報の整理	18
(1)	洪水（外水氾濫）	18
(2)	雨水出水（内水）	26
(3)	土砂災害	28
(4)	地震	32
1-4	災害リスク分析	39
(1)	分析の視点	39
(2)	災害リスク分析	40
1-5	課題の整理	52
(1)	災害に強いまちの形成に必要な課題	52
(2)	各災害に対する主な課題箇所	53
1-6	防災まちづくりに向けた取組方針	57

1 防災指針

1－1 防災指針について

図 防災指針の検討の流れ



第5回の検討事項

第6回の検討事項

(1) 防災指針の目的

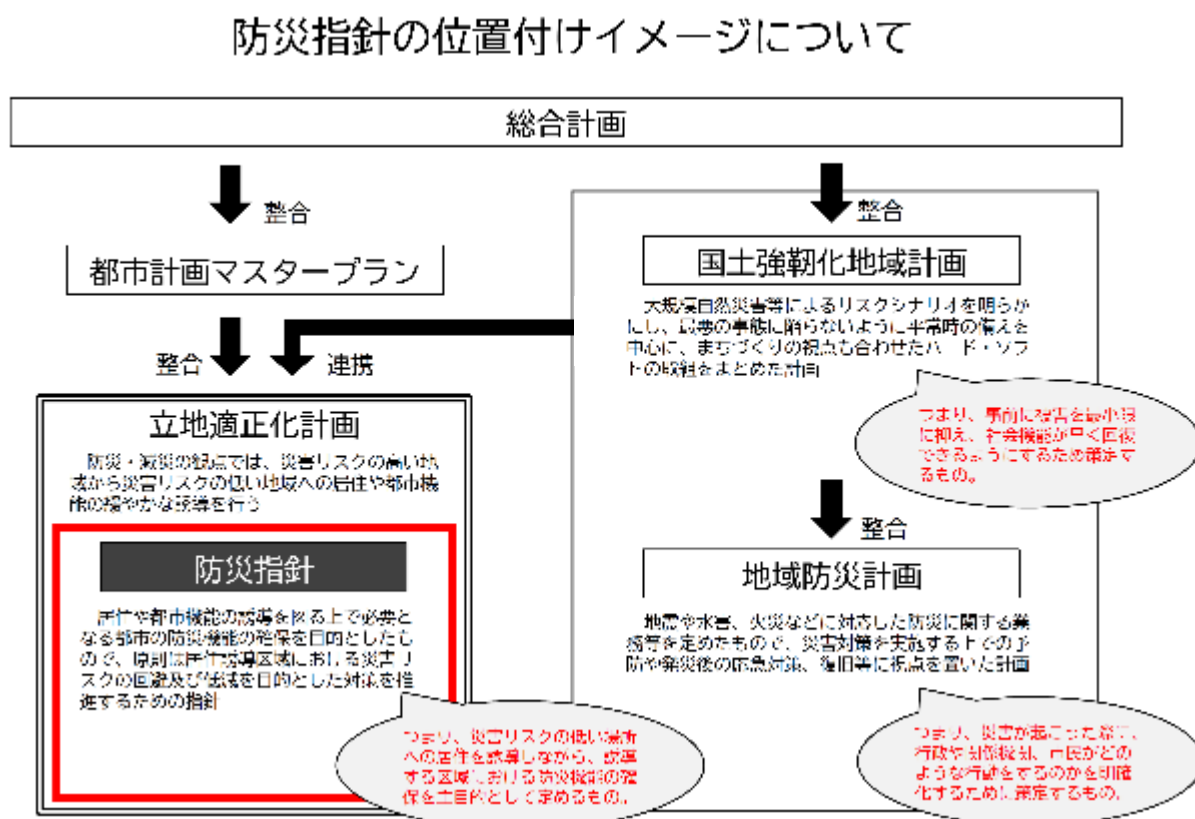
防災指針では、防災のためのハザード情報を用いて、都市における災害リスクを分析し、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保していくために、計画的な防災・減災対策の取組を定めます。

(2) 防災指針検討の流れ

検討対象区域は居住誘導区域内を中心としますが、居住誘導区域外にも住民がいることを踏まえ、市全域を対象に検討を進めます。

また、防災指針を定めるにあたっては、分析に必要な都市の特性及びハザード情報を確認し、特にリスクが高いエリアにおける重点的な分析も踏まえ、防災・減災対策の具体的な取組方針とそのスケジュールを検討します。

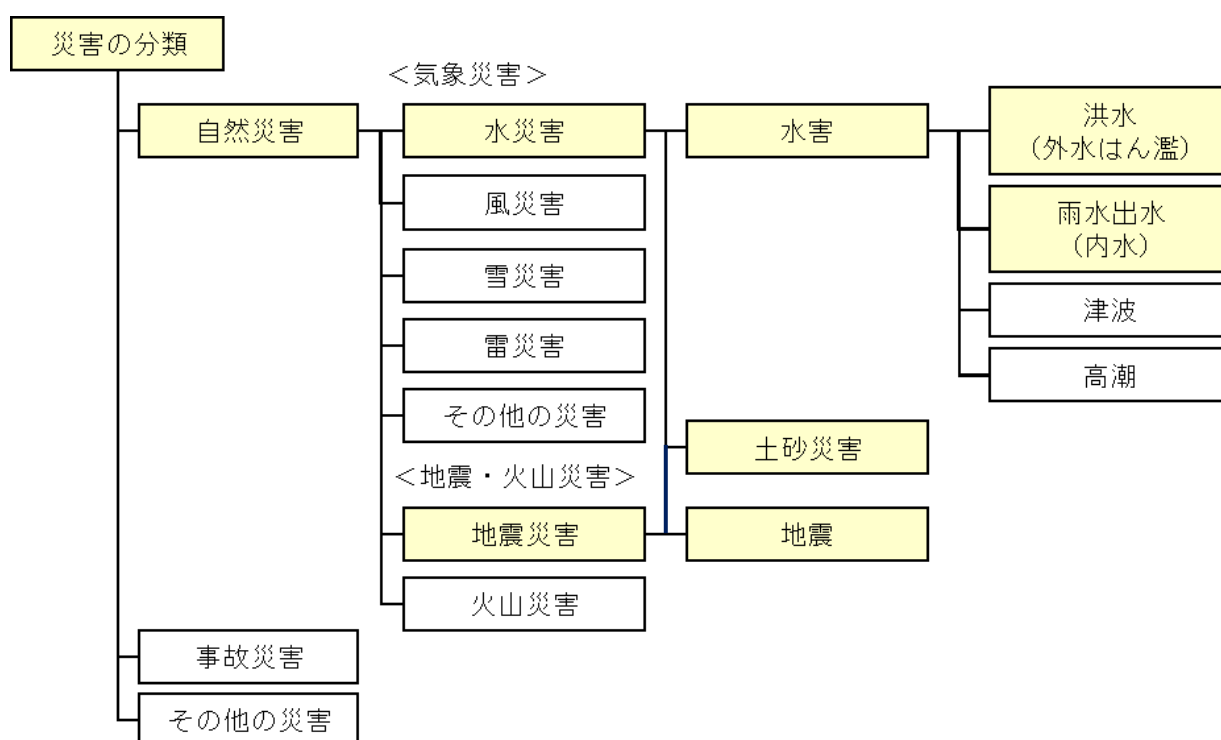
なお、本市における防災に係る主な計画とその位置付けのイメージについては以下のとおりです。



(3) 対象とする災害

防災に関する上位計画にあたる新座市国土強靱化計画においては、本市で大きな被害が生じるリスクを地震、風水害、竜巻、大雪としています。このうち竜巻及び大雪については近年大きな被害が発生しておらず、またこれに対する予測等も公表されていないため、本指針では、水害（外水氾濫、内水氾濫、土砂災害）及び地震ハザード情報を整理しています。

図 災害の分類



* 着色は本指針で検討対象とした項目

(4) 災害リスク分析の内容

防災指針の策定にあたって、次の項目について災害リスクの分析を行います。

表 本市の都市特性の種別

種別	備考・出典
人口分布（100m メッシュ）	国勢調査（令和 2（2020）年度より作成）
建物分布	家屋データ（令和 6（2024）年度より作成
要配慮者利用施設	医療機能、介護福祉機能、子育て機能
道路網（緊急輸送道路）	認定道路網、新座市都市計画マスタープラン、地域防災計画
指定緊急避難場所	新座市地域防災計画（令和 5（2023）年 3 月）
大規模盛土造成地	大規模盛土造成地マップ（平成 21 年）
住宅密集地（不燃領域率、戸建て住宅密度）	・内閣府『「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の指定に関する参考データ取扱いマニュアル』より作成

表 本市のハザード情報の種別

種別	ハザード情報	出典・備考
洪水 （外水氾濫）	洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）	・荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(国土交通省 関東地方整備局荒川上流河川事務所、荒川上流河川事務所 平成 28 年 5 月 30 日指定) ・荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図(埼玉県県土整備部河川砂防課 令和 2 年 5 月 26 日指定) ・新座市洪水・土砂災害ハザードマップ
	浸水継続時間（想定最大規模 L2）	
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	
雨水出水 （内水）	雨水出水浸水想定区域	・水防法第 14 条の 2 第 2 項の規定に基づき令和 7 年 3 月 31 日に指定
土砂災害	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	・平成 27 年 10 月 2 日に埼玉県が指定
	急傾斜地崩壊危険区域	・県提供データ
地震	液状化マップ	・立川断層帯地震、東京湾北部地震、新座市直下における地震を想定
	揺れやすさマップ	
	地域の危険度マップ	
	延焼クラスター	・県提供データ

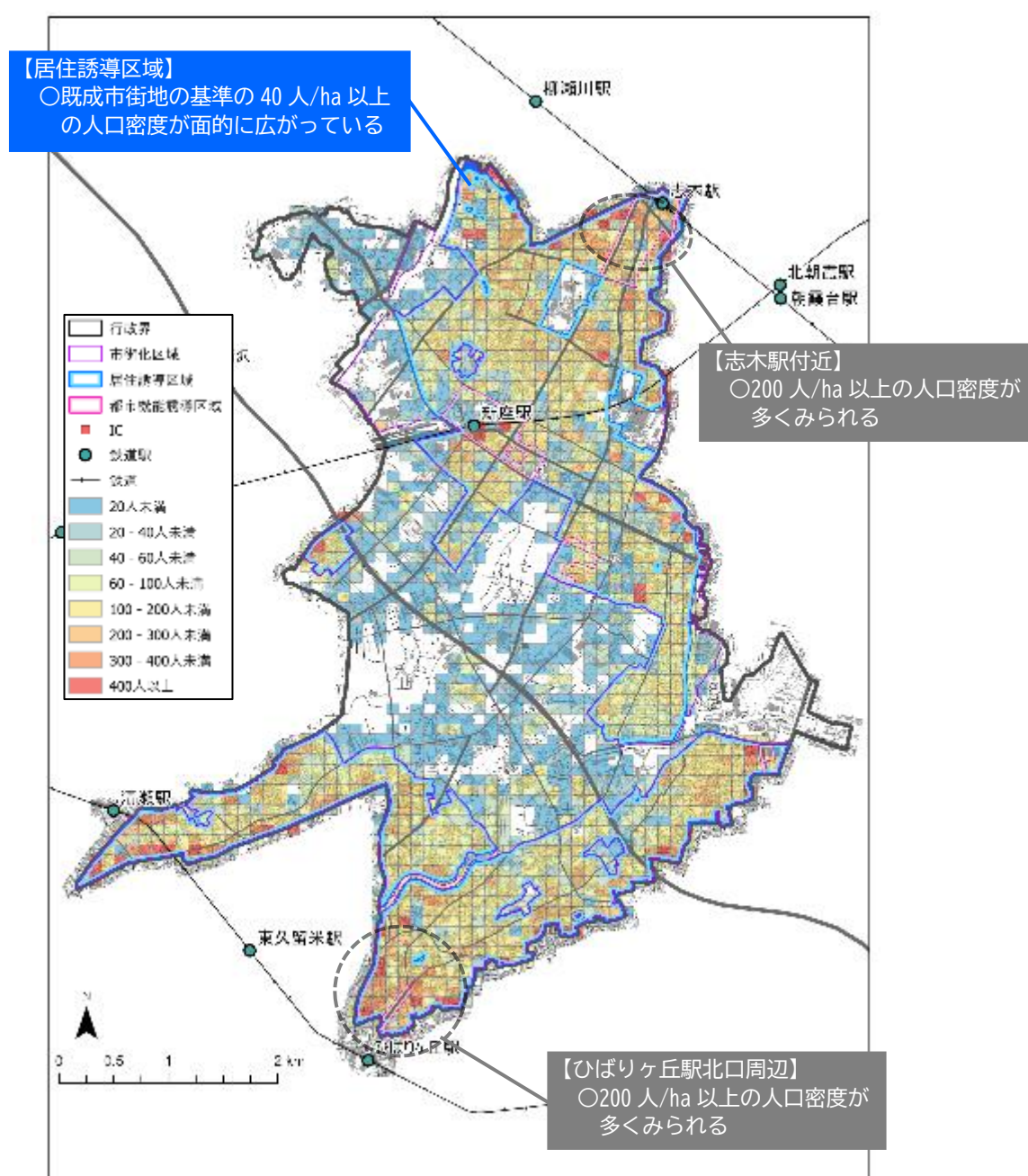
1－2 本市の都市特性

(1) 人口分布

前述のとおり本市の人口分布は、市街化区域における既成市街地の基準といわれる 40 人/ha 以上が多く分布しており、特に居住誘導区域内に集中しています。また、志木駅付近やひばりヶ丘駅北口周辺では、200 人/ha 以上の地域も見られます。

災害リスク分析では、居住誘導区域のなかでも発災時に被害が拡大しやすいと想定される一定の人口集中があるエリアの基準として、既成市街地の基準である 40 人/ha 以上の地域に着目して課題を抽出します。

図 100m人口メッシュ（令和2（2020）年）



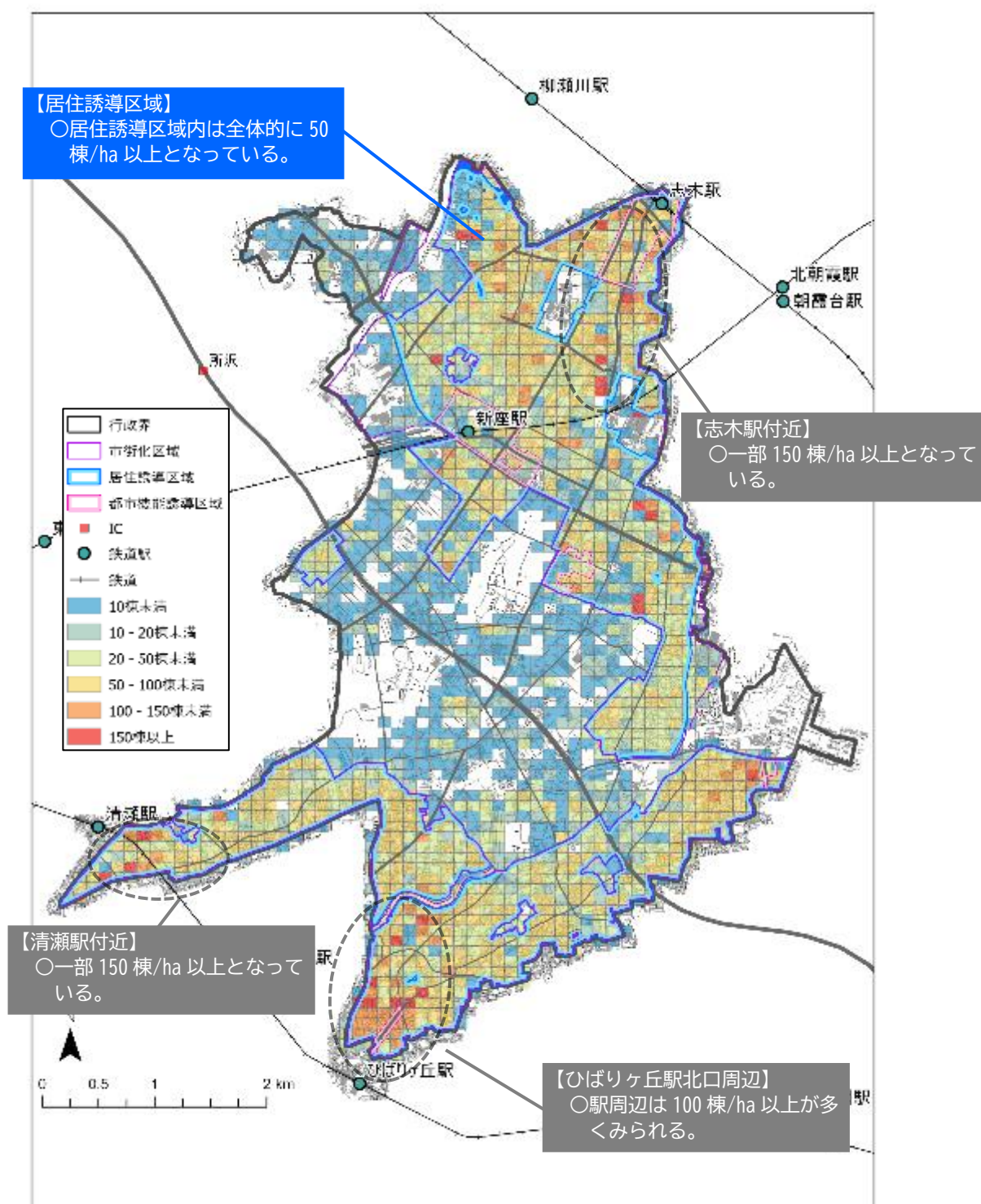
資料：国勢調査より作成

(2) 建物分布

本市の建物の分布は、居住誘導区域内で 50 棟/ha 以上が多く分布しており、特にひばりヶ丘駅北口周辺では、100 棟/ha 以上の地域が集積しています。

災害リスク分析では、建物の分布状況を踏まえ、被害の規模などの課題を抽出します。

図 100m建物棟数メッシュ



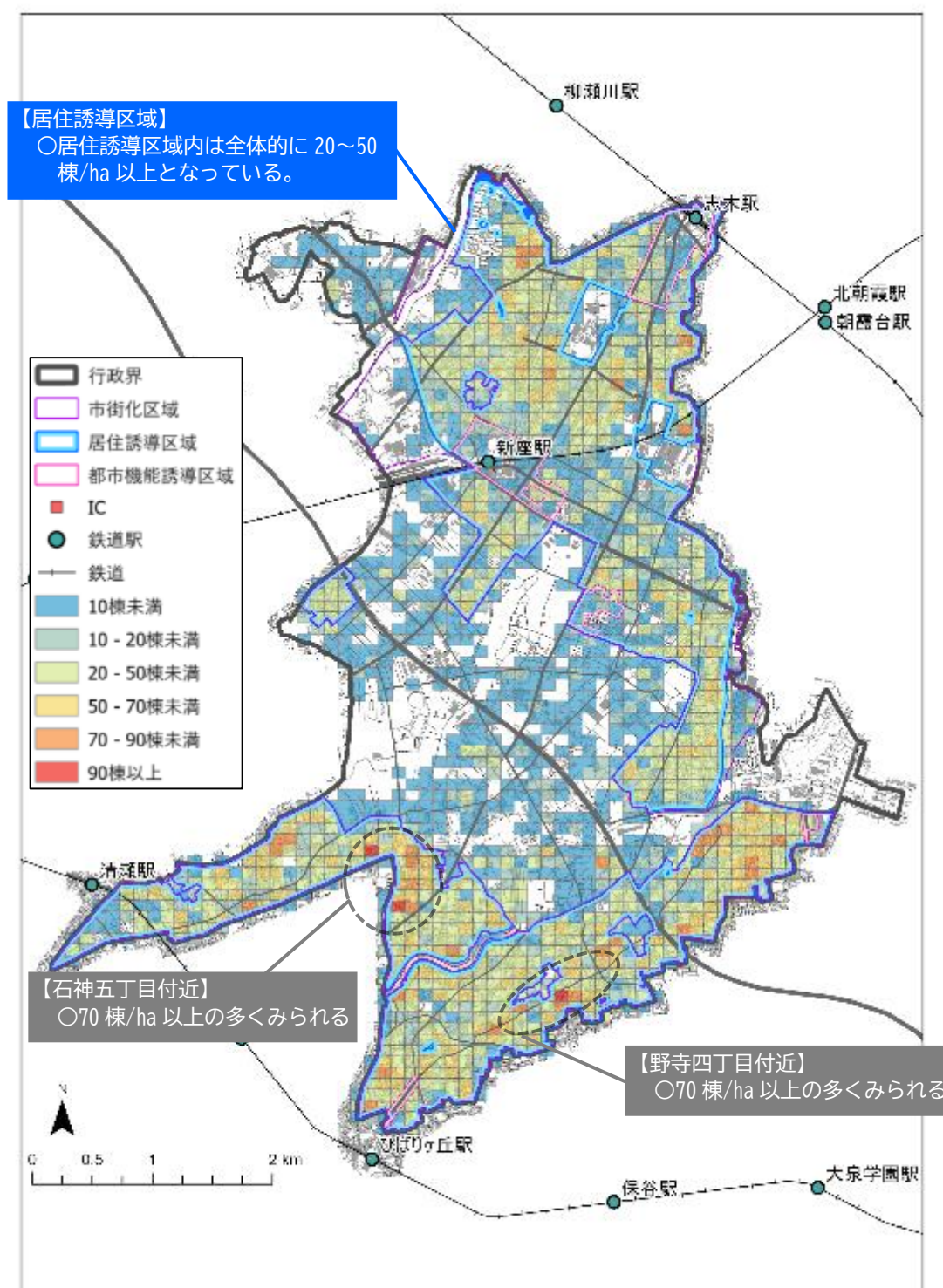
資料：家屋データ（令和 6（2024）年）

(3) 木造建物分布

本市の木造建物の分布をみると、居住誘導区域内は概ね 20～50 棟/ha 以上となっています。石神五丁目や野寺四丁目付近では 70 棟/ha 以上の地域も比較的多くみられます。

災害リスク分析では、木造建物の分布状況を踏まえ、建物の倒壊リスクなどの課題を抽出します。

図 100m建物棟数メッシュ(木造)



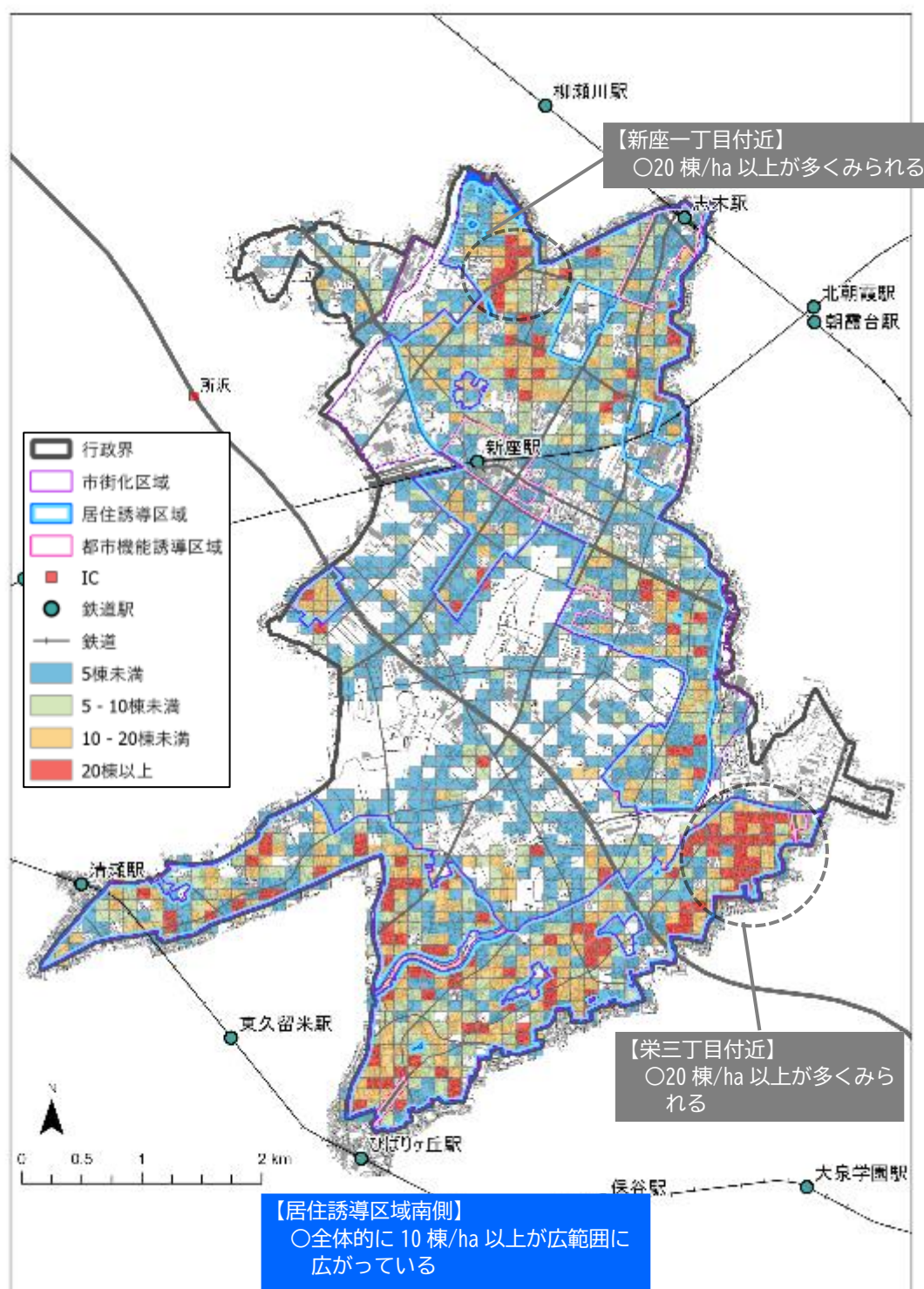
資料：家屋データ（令和 6（2024）年）

(4) 旧耐震基準建物分布

本市の旧耐震基準建物の分布をみると、居住誘導区域内の南側が比較的多く、広範囲に10棟/haがみられます。特に新座一丁目付近、栄三丁目付近は20棟/ha以上が多くみられます。

災害リスク分析では、分布状況を踏まえ、建物の倒壊リスクなどの課題を抽出します。

図 100m建物棟数メッシュ(旧耐震基準)



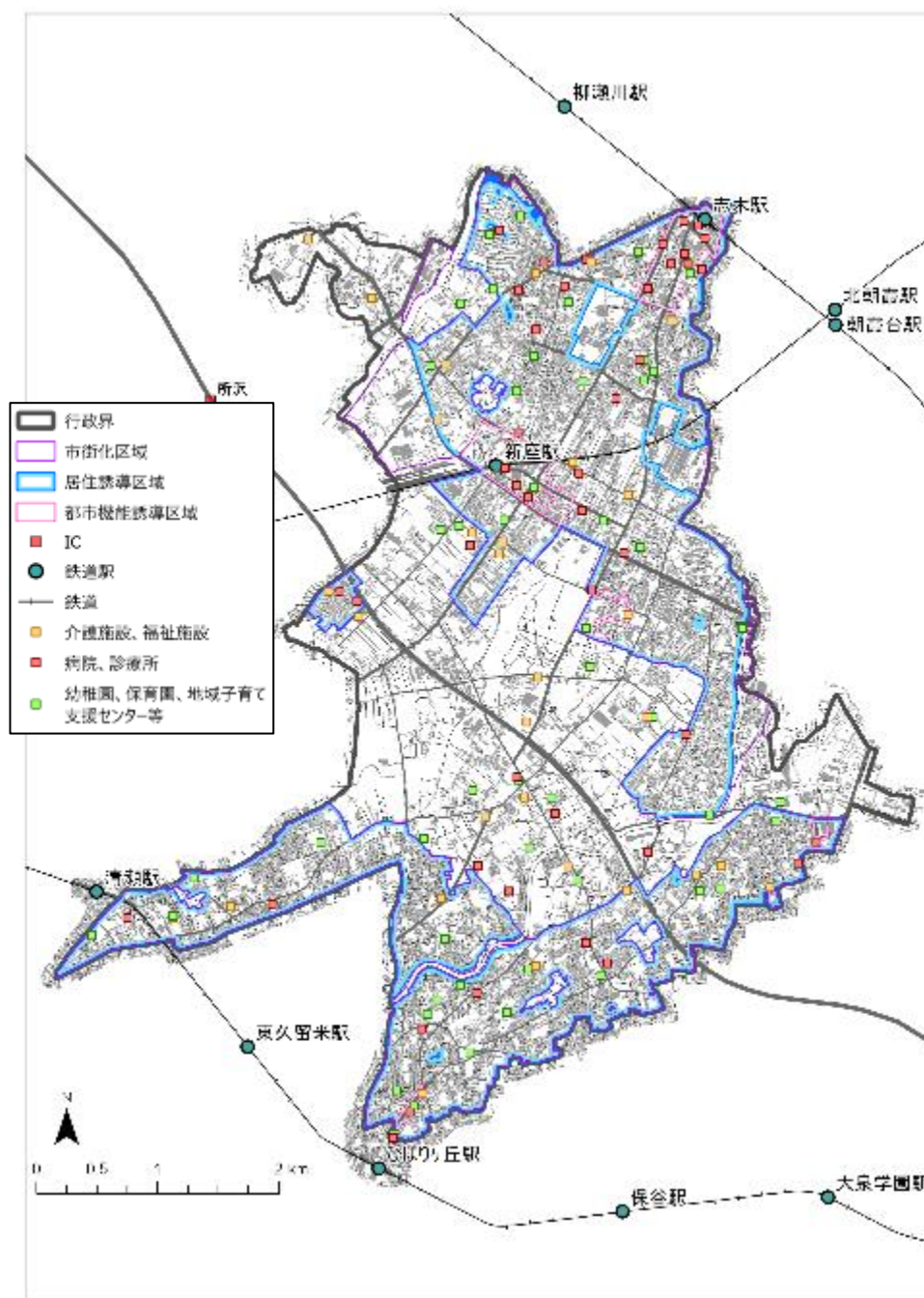
資料：家屋データ（令和6（2024）年）

(5) 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、主に高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など、災害時に特に配慮を必要とする人が利用する施設のことで、介護福祉施設や幼稚園・保育園等、医療施設などのことを指します。

要配慮者は、災害発生時に情報把握や避難が困難であり、特別な支援が求められるため、災害リスク分析では、要配慮者利用施設の分布状況を踏まえ、避難に当たってのリスクの有無などの課題を抽出します。

図 要配慮者利用施設の分布状況



資料：にいぎマップ、新座市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所一覧

(6) 道路網

1) 緊急輸送道路

県や本市の新座市地域防災計画では、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うため、重要な路線を緊急輸送道路として定めています。

緊急輸送道路については、新座市地域防災計画において倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化に取り組むことが位置づけられています。

災害リスク分析では、緊急輸送道路の配置状況を踏まえ、建物倒壊によるリスクなどの課題を抽出します。

表 県指定緊急輸送道路(新座市関連)

区分	基準	該当道路
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	○関越自動車道 ○国道254号(朝霞市境～国道463号との交点) ○国道463号
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	○国道254号(国道463号との交点～三芳町境) ○主要地方道 さいたま東村山線(国道254号との交点～都県境) ○一般県道 東京朝霞線
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	○主要地方道 保谷志木線

資料：新座市地域防災計画

表 市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
国道254号	新座市全域
国道463号	新座市全域
主要地方道 さいたま東村山線	新座市全域
主要地方道 保谷志木線	新座市全域
一般県道 川越新座線	新座市全域
一般県道 東京朝霞線	新座市全域
市道第2号線	東北通り
市道第1号線	新座中央通り、平林寺大門通り
市道第5号線	水道道路
市道第7号線	産業道路
市道第117号線	関越側道(新座消防署～馬場運動場～大橋)
市道第8号線	陣屋通り
市道第113号線	富士見新道、馬喰橋通り
市道第9号線	市場坂通り(大橋～市場坂橋～県立新座総合技術高校)、市立第四小学校前通り
市道第118号線	サンライズストリート

資料：新座市地域防災計画

行政界
市街化区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
IC
鉄道駅
鉄道
第一次特定緊急輸送道路
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
市指定の緊急輸送道路

柳瀬川駅
志木駅
北新橋駅
朝霞台駅
新座駅
所沢
清瀬駅
東久留米駅
ひばりヶ丘駅
保谷駅
大泉学園駅

0 0.5 1 2 km

N

11

(7) 指定緊急避難場所

1) 指定緊急避難場所の立地

指定緊急避難場所は、災害が差し迫った状況や発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所のことで、市内全域に 41 ヶ所が分布しており、そのうち 20 ヶ所が洪水時にも使用可能として指定されています。

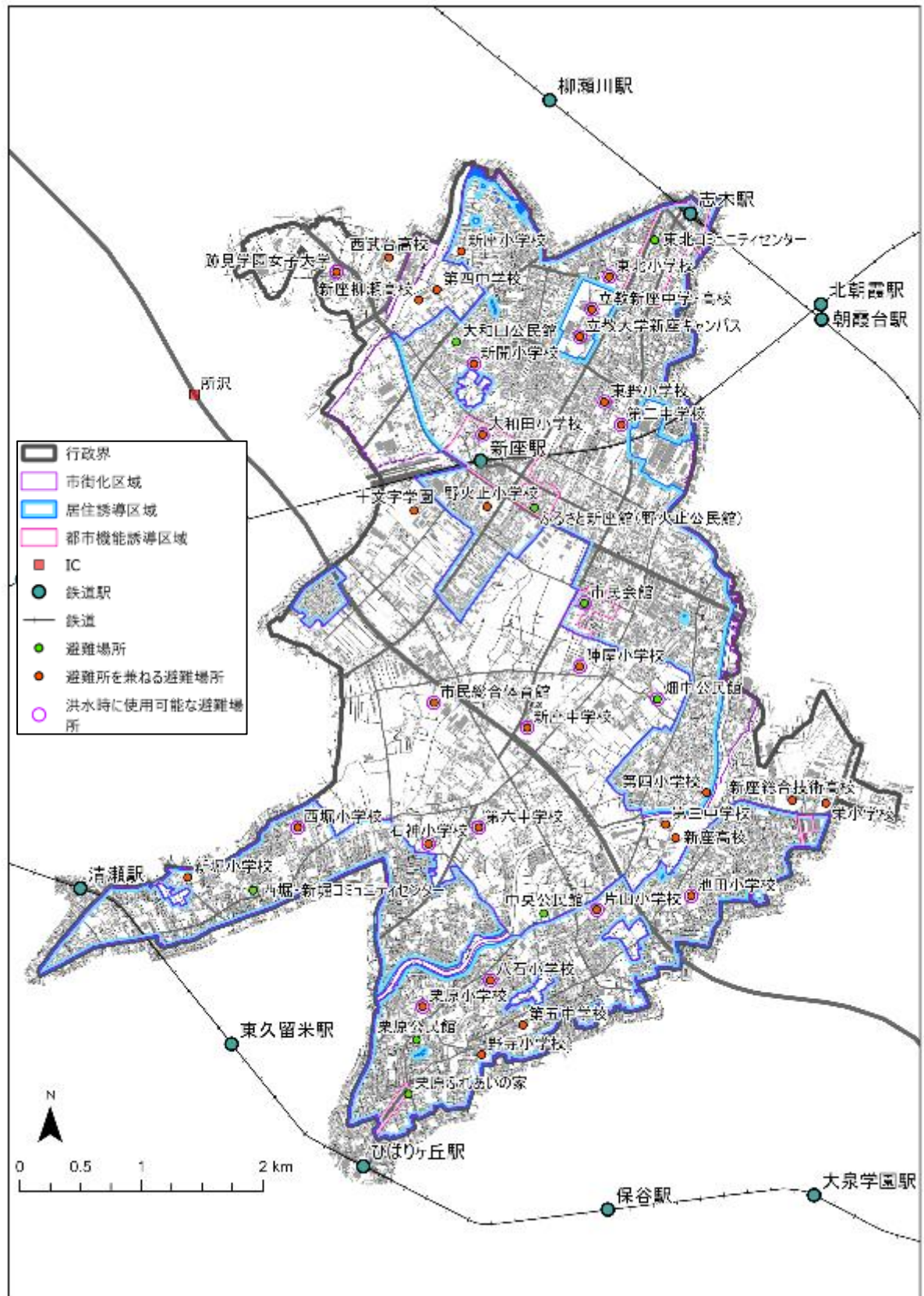
災害リスク分析では、指定緊急避難場所の配置状況を踏まえ、避難リスクの課題を抽出します。

表 指定緊急避難場所の一覧

番号	種別		洪水時に 使用可能	名称	所在地
	避難所	避難場所			
1	○	○		第四小学校	馬場 3-6-1
2		○	○	畑中公民館	畑中 1-15-58
3	○	○		栄小学校	新塚 1-1-1
4	○	○	○	池田小学校	池田 4-8-49
5	○	○	○	片山小学校	片山 1-8-31
6	○	○		第三中学校	池田 1-1-1
7		○		中央公民館	道場 2-14-12
8	○	○	○	第六中学校	堀ノ内 3-11-1
9	○	○		新座総合技術高校	新塚 1-3-1
10	○	○		新座高校	池田 1-1-2
11	○	○	○	八石小学校	野寺 2-8-45
12	○	○		野寺小学校	野寺 5-1-24
13	○	○	○	石神小学校	石神 1-10-20
14	○	○	○	栗原小学校	栗原 1-5-1
15		○		栗原公民館	栗原 3-8-34
16		○		栗原ふれあいの家	栗原 5-2-15
17	○	○		第五中学校	野寺 4-8-1
18	○	○	○	西堀小学校	西堀 2-18-3
19	○	○		新堀小学校	新堀 1-16-5
20		○		西堀・新堀コミュニティセンター	新堀 1-5-9
21	○	○	○	市民総合体育館	本多 2-1-20
22	○	○		野火止小学校	野火止 4-9-1
23	○	○	○	陣屋小学校	野火止 1-8-20
24		○	○	市民会館	野火止 1-1-2
25	○	○	○	新座中学校	野火止 2-4-1
26	○	○		十文字学園	菅沢 2-1-28
27	○	○		新座小学校	新座 3-4-1
28	○	○	○	新開小学校	大和田 1-22-10
29		○	○	大和田公民館	大和田 1-26-16
30	○	○		大和田小学校	大和田 1-1-30
31	○	○		第四中学校	大和田 4-17-1
32	○	○		西武台高校	中野 2-9-1
33	○	○		新座柳瀬高校	大和田 4-12-1
34	○	○	○	跡見学園女子大学	中野 1-9-6
35	○	○	○	東北小学校	北野 3-1-1
36	○	○	○	立教新座中学・高校	北野 1-2-25
37	○	○	○	立教大学新座キャンパス	北野 1-2-26
38		○		東北コミュニティセンター	東北 2-28-5
39		○		ふるさと新座館（野火止公民館）	野火止 6-1-48
40	○	○	○	東野小学校	野火止 6-22-12
41	○	○	○	第二中学校	野火止 7-17-10

資料：新座市地域防災計画

図 指定緊急避難場所の分布状況



資料：新座市地域防災計画

(8) 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地とは、盛土造成地のうち、盛土の面積が 3,000 m²以上（谷埋め型大規模盛土造成地）か盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20° 以上で、かつ、盛土の高さが 5 m 以上（腹付け型大規模盛土造成地）の要件を満たすものです。

本市では腹付け型大規模盛土造成地が居住誘導区域内に 1 ヶ所、居住誘導区域外に 1 ヶ所指定されています。

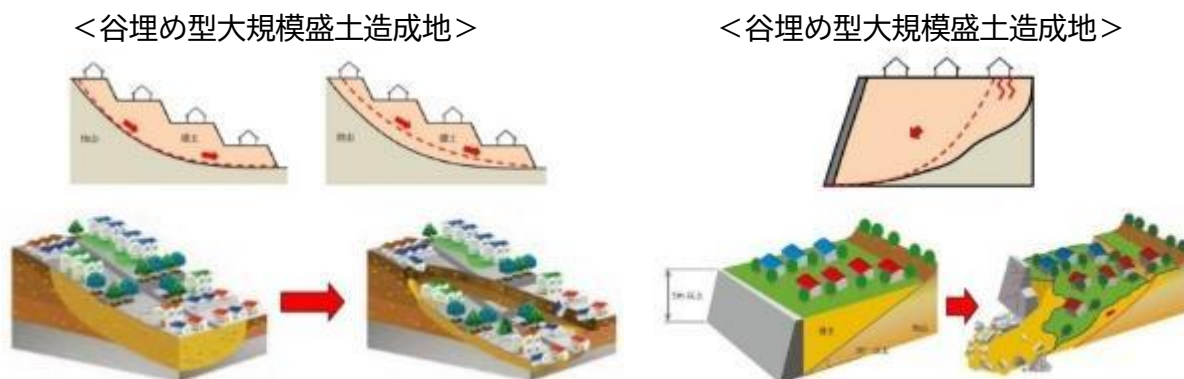
大規模盛土造成地は、大地震の際に全国各地で崖崩れ又は土砂の流出による被害を引き起こしており、盛土等が滑動崩落を起こすリスクがあります。災害リスク分析では、大規模造成地周辺の建物分布状況などを踏まえ、大地震発生の際の課題を抽出します。

図 大規模盛土造成地のイメージ



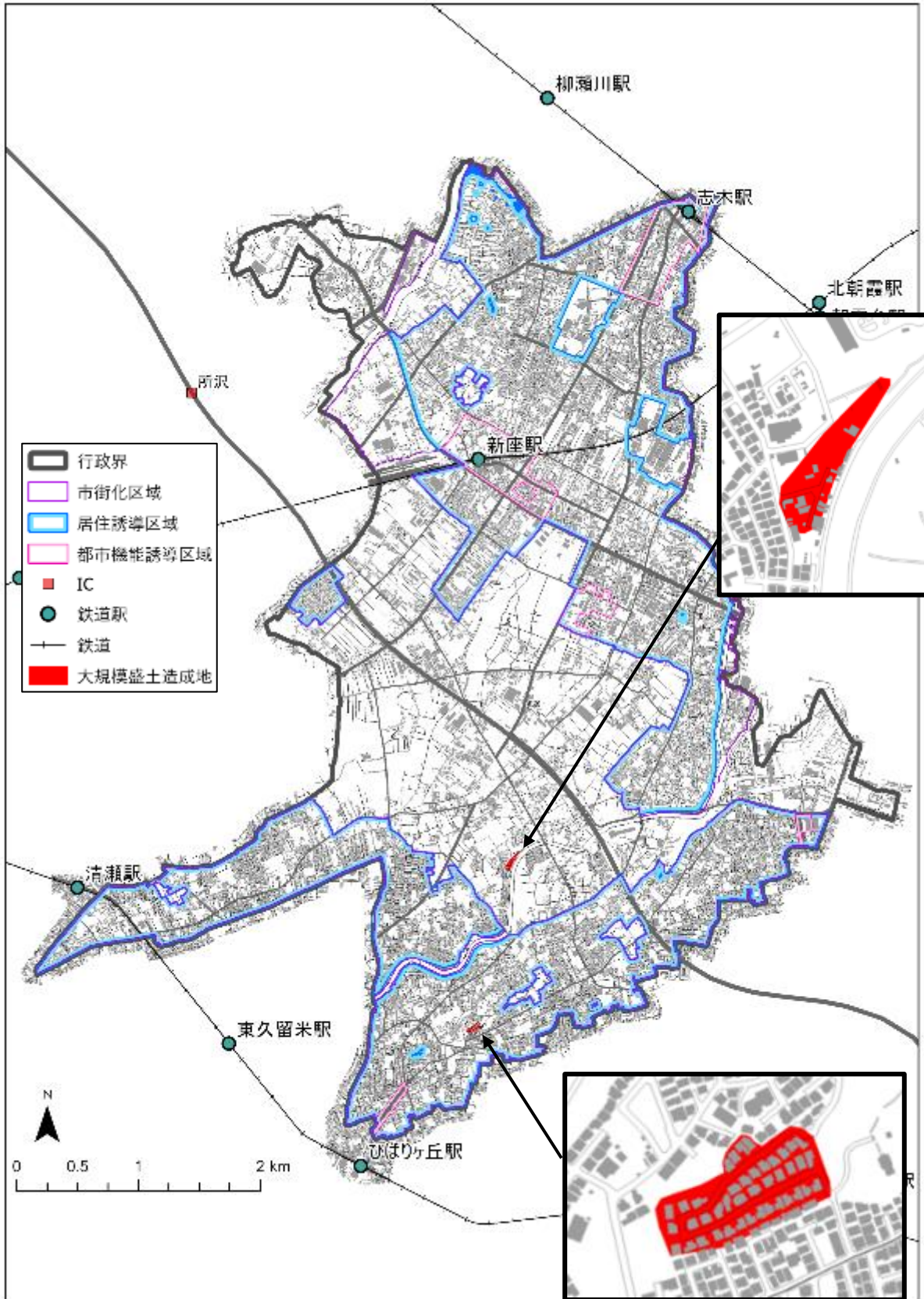
資料：大規模盛土造成地の滑動崩落対策について「国土交通省」

図 大規模盛土造成地の滑動崩落のイメージ



資料：大規模盛土造成地の滑動崩落対策について「国土交通省」

図 大規模造成地の指定状況



資料：市作成データ（令和 7（2025）年）

(9) 住宅密集地

耐火建築物でない住宅が密集するエリアは、出火した際に延焼が拡大する可能性が高く、また狭隘な道路においては消火活動が円滑に行えない場合があるため、これに該当するエリアを確認します。

国勢調査の統計単位である小地域（町丁目や字により設定）ごとに統計された戸建て世帯数を小地域*ごとの面積で割った1haあたりの世帯数を算出した戸建て住宅密度と、建物の不燃化率（耐火建築物などの割合）と空地率（道路、公園などの割合）に基づいて算定した不燃領域率によって住宅密集地を把握します。

住宅密集地を特定する際は、埼玉県の住宅密集地の判断基準より、住宅戸数密度が30戸以上/haかつ不燃領域率が40%未満に該当する地域とします。

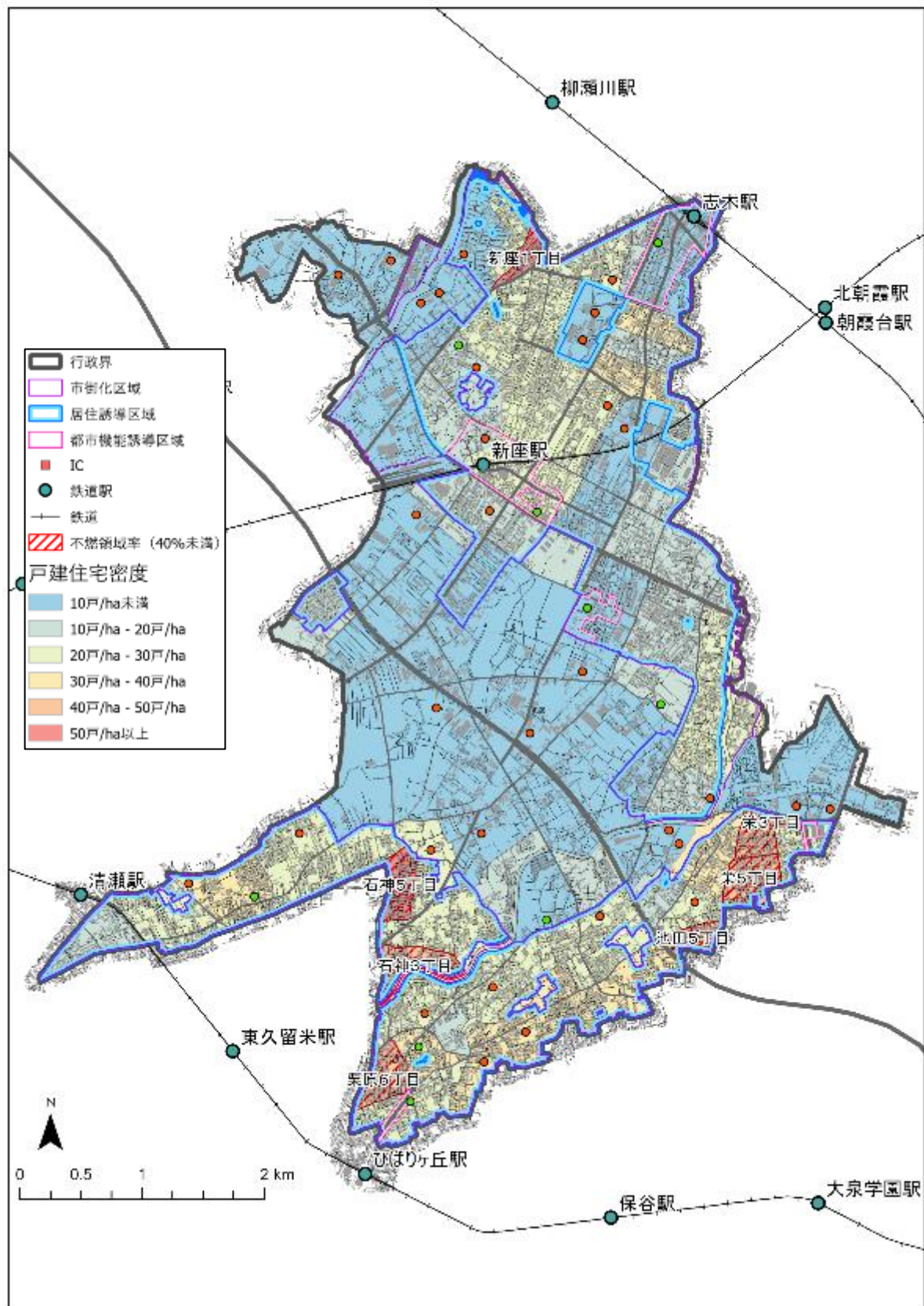
本市で住宅密集地に該当するエリアは、新座一丁目、栄三丁目、栄五丁目、池田五丁目、石神三丁目、石神五丁目、栗原六丁目となっています。

* 国勢調査において独自に設定される調査区

表 住宅密集地の状況(住宅戸数密度が30戸以上/haの町丁目)

小地域	住宅戸数密度	不燃領域率	住宅密集地に該当
栄一丁目	34.4 戸/ha	59.50%	
栄二丁目	30.6 戸/ha	47.40%	
栄三丁目	44.5 戸/ha	32.60%	○
栄五丁目	47.7 戸/ha	29.90%	○
栗原三丁目	31.8 戸/ha	51.60%	
栗原六丁目	44.6 戸/ha	36.60%	○
新座一丁目	54.5 戸/ha	25.50%	○
新堀一丁目	33.2 戸/ha	45.40%	
石神三丁目	42.0 戸/ha	39.30%	○
石神五丁目	57.9 戸/ha	26.70%	○
池田五丁目	46.4 戸/ha	30.70%	○
東一丁目	35.4 戸/ha	50.40%	
東三丁目	35.6 戸/ha	41.60%	
片山三丁目	30.0 戸/ha	51.40%	
野寺三丁目	30.4 戸/ha	46.70%	
野寺四丁目	39.3 戸/ha	41.00%	
野寺五丁目	32.2 戸/ha	58.20%	

図 住宅密集地の状況



資料：内閣府 大規模地震時の電気火災の発生・抑制に関する検討会作成

1-3 本市のハザード情報の整理

(1) 洪水（外水氾濫）

1) 浸水想定区域

大雨などを原因として、河川の流量が異常に増加することによって堤防の浸食や決壊、橋の崩壊や流出等が起こる災害を洪水災害といいます。また、一般的には、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水と呼んでいます。

本市域では、本市では昭和 40 年代からの築堤や河道改修により、それ以降は河川氾濫に伴う洪水被害は起こっていませんが、令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風では、河川氾濫による被害は起こっていないものの黒目川が氾濫危険水位、柳瀬川が水防団待機水位に達しており、近年、全国で豪雨災害が激甚化していることから着目する必要があります。

本指針では、1000 年に 1 回程度（想定最大規模）の規模の降雨が発生し、柳瀬川と黒目川で堤防が決壊し、氾濫した場合の被害について想定します。

図 浸水想定別のイメージ

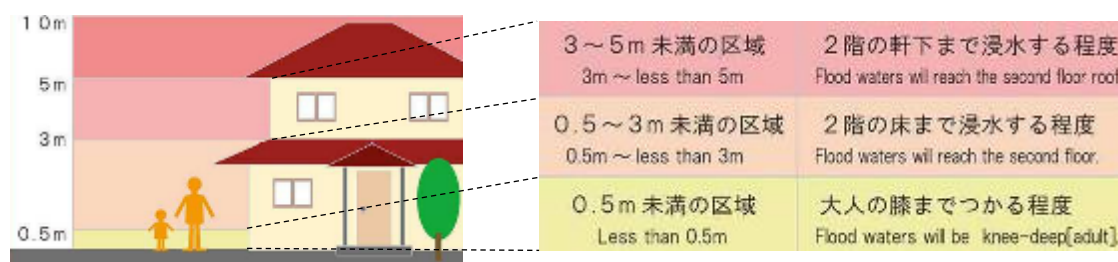
一般的には、気象等の事前情報による避難猶予があるものの、以下の対応が必要になる

○浸水深 0.5m～3.0m未満→1 階が水没する

1 階建ては垂直避難が困難なので水平（立退き）避難、2 階建て以上は水平避難か 2 階以上への垂直避難が必要となる

○浸水深 3.0m～5.0m未満→2 階が水没する

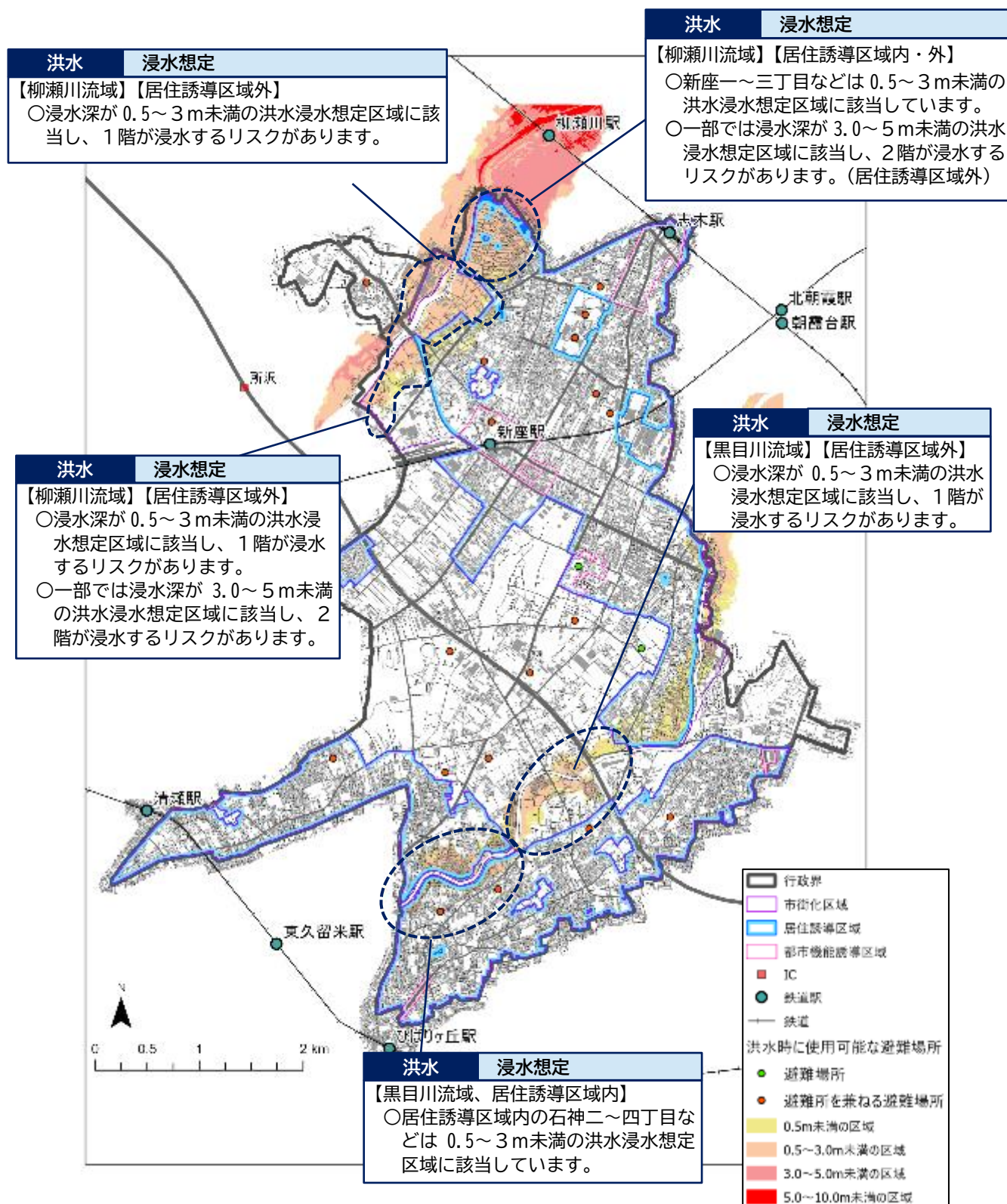
2 階建以下は水平避難が必要となる



資料：新座市洪水・土砂災害 ハザードマップ

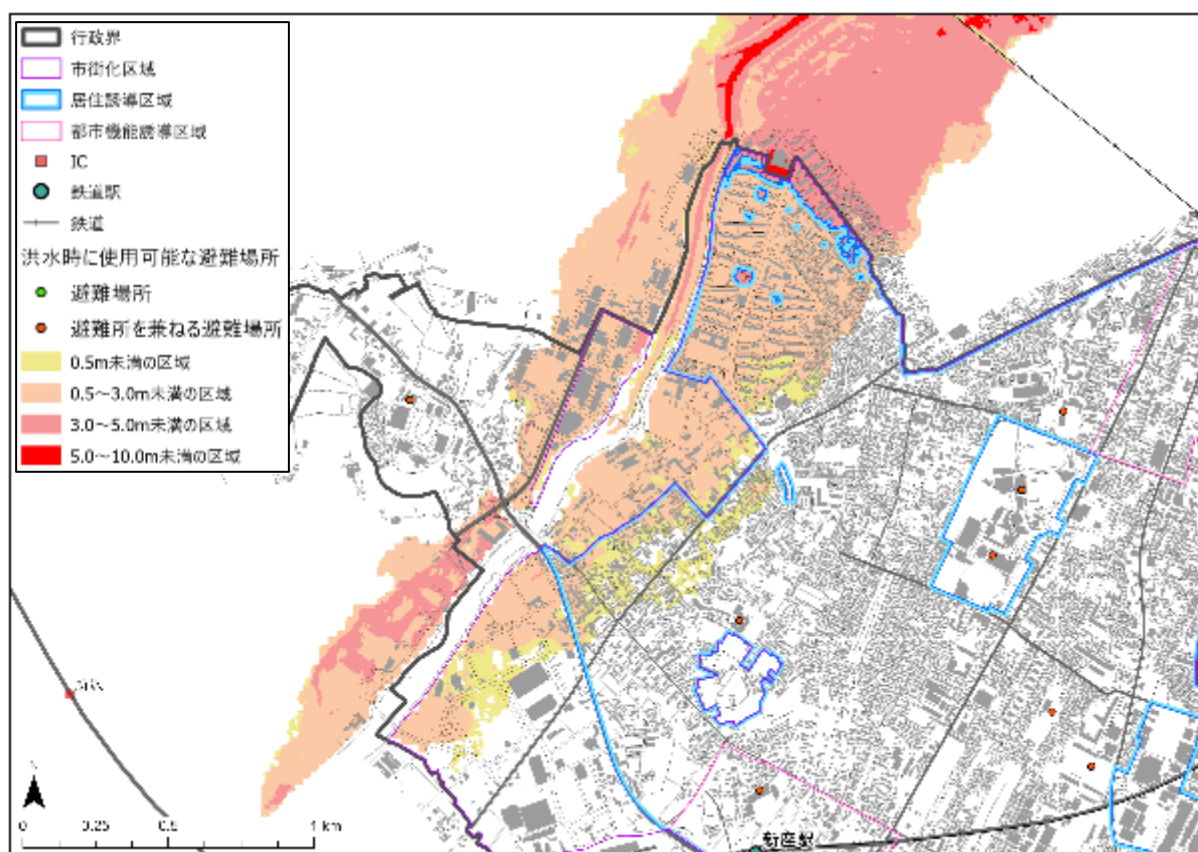
想定最大規模の大雨が降った場合の洪水では、市内に 5.0m 以上の浸水が想定されるエリアはありませんが、柳瀬川流域では最大で 3.0～5.0m 未満、黒目川流域では最大で 0.5～3.0m 未満の浸水が想定されています。

図 浸水想定区域の指定状況



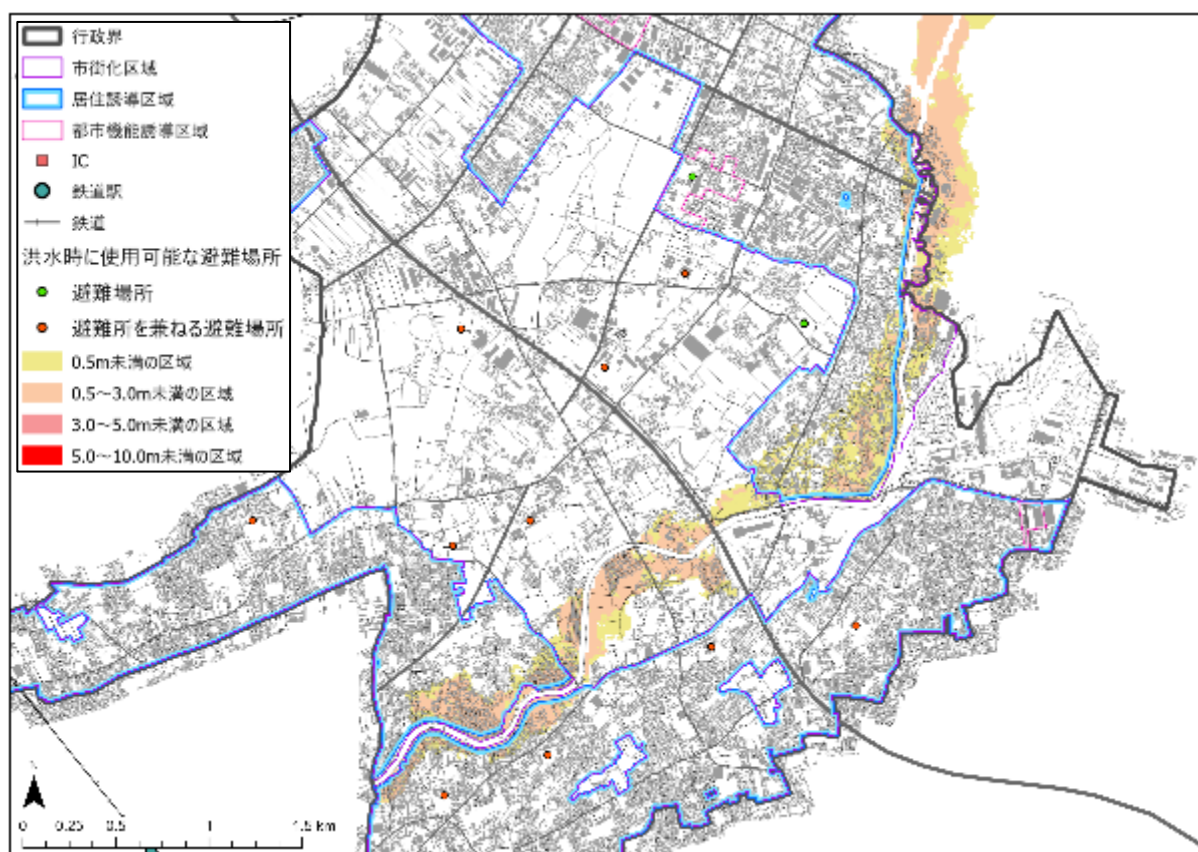
資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

図 浸水想定区域の指定状況(柳瀬川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

図 浸水想定区域の指定状況(黒目川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

2) 浸水継続時間

浸水継続時間は、想定最大規模の降雨の際に破堤や越水等の河川氾濫が生じ、ある地点に氾濫水が到達し、その浸水の深さが 50cm に達してから 50cm 未満となるまでの時間の最大値を示すものです。

浸水継続時間が 72 時間を超える地域では、河川の氾濫により孤立する可能性があり、原則として浸水想定区域外への水平（立退き）避難が必要となります。

また、浸水継続時間が 72 時間以内の地域でも、垂直避難した場合には各家庭において飲料水や食糧等の備蓄が必要となります。

図 家庭での備蓄方法について

3日分以上の水・食料の備蓄法①

● 飲料水の備蓄量



1日1人3リットル、最低3日分、できれば7日分を用意しておく。

●あわせて、自宅近くの給水ポイントもチェックしておこう。

1人3L 家族の人数分

● 7日間備蓄を実現するための知恵

冷蔵庫・冷凍庫にある傷みやすいものから食べ、非常食はその後で食べるようにしましょう。

冷蔵庫・冷凍庫にあるものを食べる

1
3
日
目

普段から冷蔵庫・冷凍庫に食材を多めに買い置きしておく。

停電時は、クーラーボックスに保冷剤と食べものを入れて保存する。

「ローリングストック法」で備蓄した非常食を食べる



缶詰・レトルト食品
食べ残れた好みのものを備えましょう。



乾麺
ゆで時間の短いものがおすすめです。



フリーズドライ食品
少量のお湯で温かい食品に。野菜もとれます。



乾物
災害時に不足しがちなミネラル・食物繊維を補給。

3日分以上の水・食料の備蓄法②

● ローリングストック法

ローリングストック法ならば、普段から食べなれた食品を「非常食」にすることができます。

1 備蓄する食料・水を少し多めに用意する。

2 定期的に古いものから順に食べる。

3 食べた分を買い足し補充する。

● 非常時の食事の際に便利なもの

カセットコンロ・ボンベ



1本で約**65分**使用可能

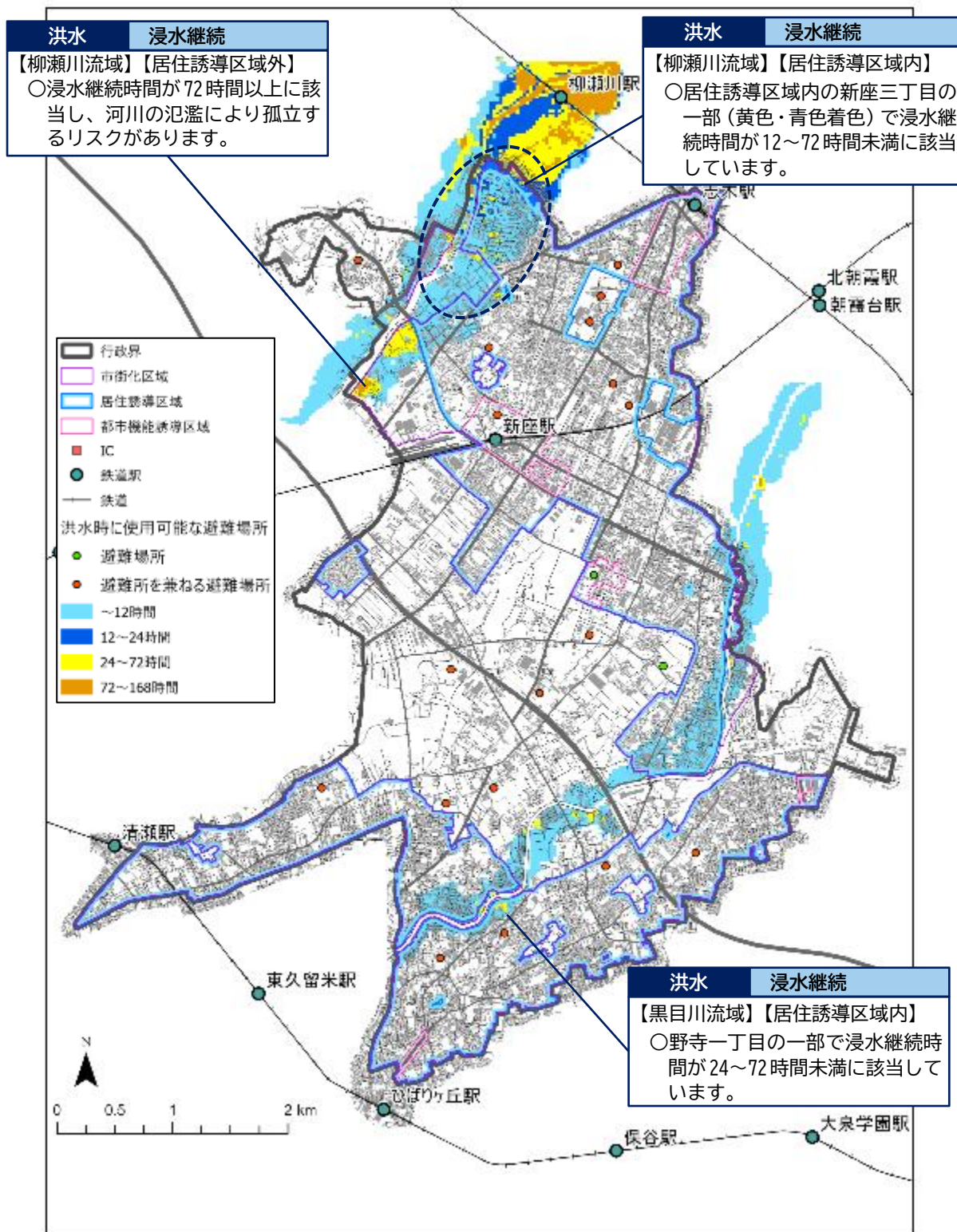
1ヶ月で**15~20本**必要！
※1日30分〜45分使用で

非常食や冷蔵庫の食材を調理するための必需品。

資料：埼玉県 防災マニュアルブック

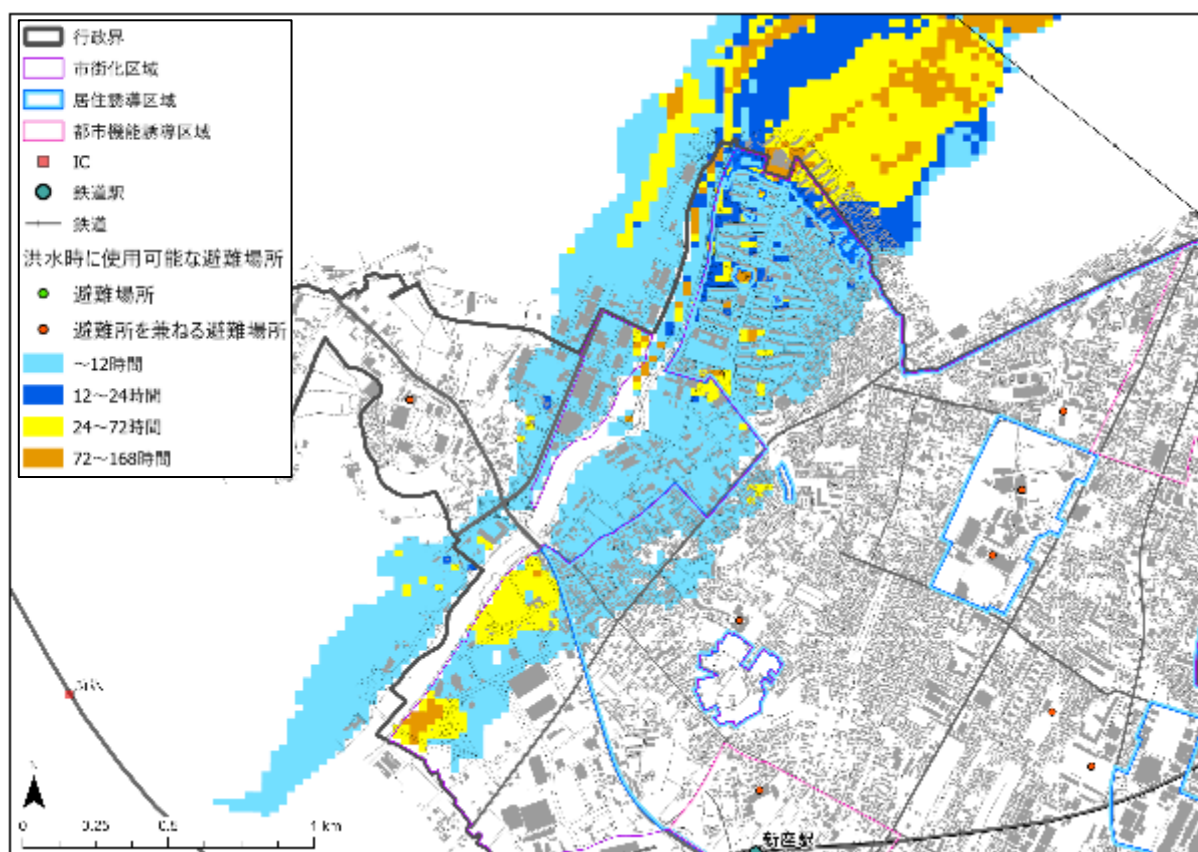
想定最大規模の大雨が降った場合の洪水による浸水継続時間は、柳瀬川付近のごく一部で72時間を超えることが想定されています。

図 浸水継続時間の指定状況



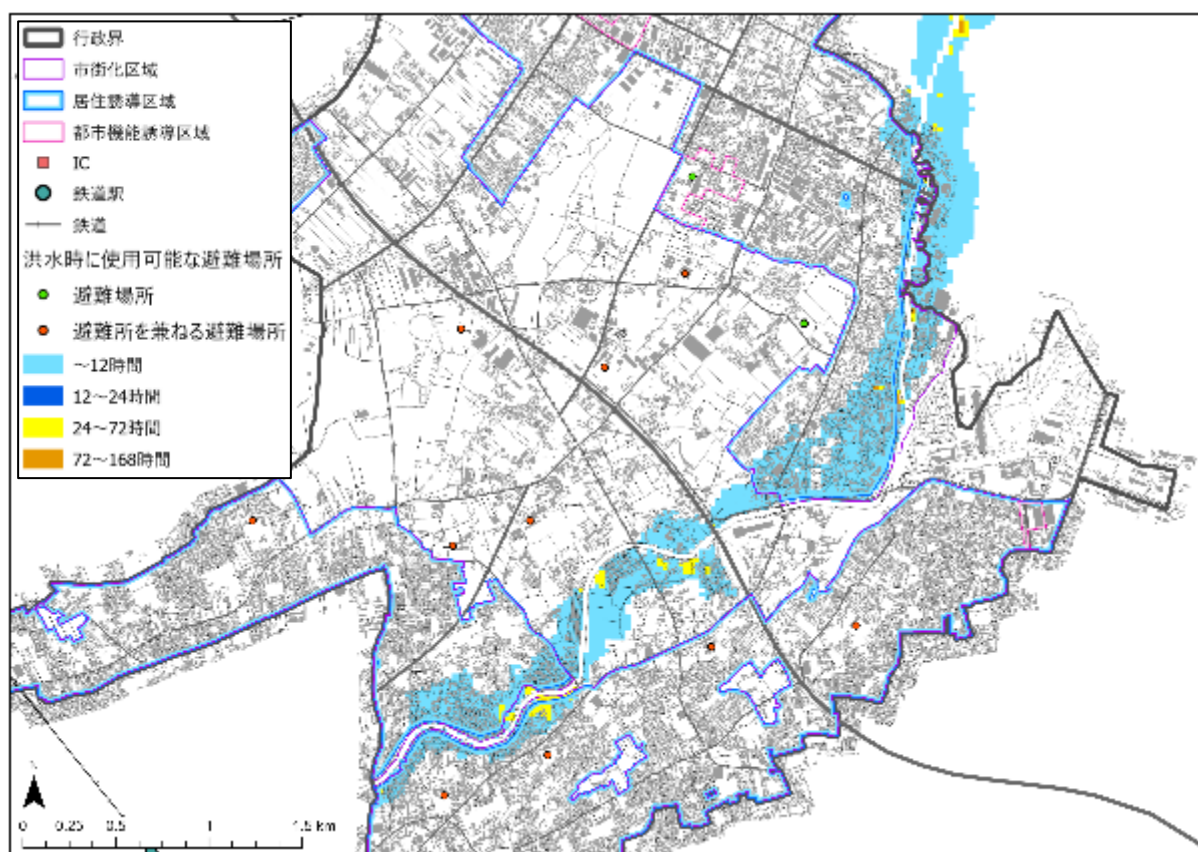
資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

図 浸水継続時間の指定状況(柳瀬川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

図 浸水継続時間の指定状況(黒目川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防沿いの地域等において、堤防決壊に伴う家屋の倒壊・流出をもたらすような激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域を指します。

氾濫流とは、堤防が壊れ河川外に流れ出ること、流れの勢いで一般的な2階建ての木造住宅が倒壊・滑動・転倒するリスクがあります。また、河岸侵食とは川の流れる勢いにより地面が削り取られることで、家屋の構造等に関わりなく壊れるリスクがあり、本市の家屋倒壊等氾濫想定区域はこちらに該当します。

当該区域については発生後の避難が難しいため、居住誘導区域からは除外していますが、指定されている範囲はおおよその区域であり、その境界は厳密でないことに留意し、区域周辺においても十分に警戒する必要があります。このことから、洪水時には周辺地域においても避難勧告等に従って安全な場所に早期かつ確実に水平（立退き）避難を行う必要があります。

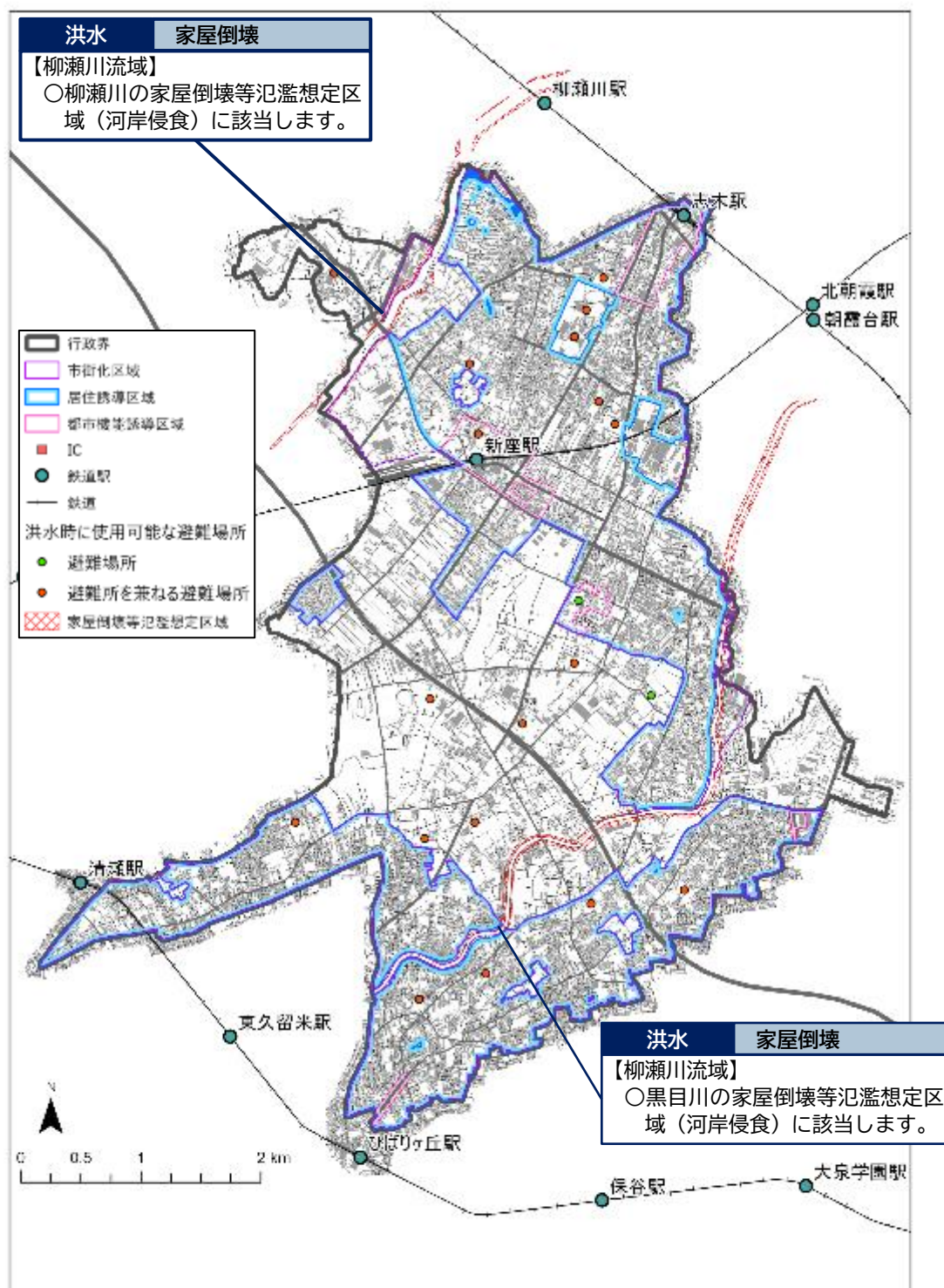
図 堤防決壊や河岸侵食による被害の例



資料：国土交通省 水害ハザードマップ作成の手引き

本市では、柳瀬川、黒目川沿いのエリアが家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定されています。エリアとしては限られていますが、黒目川沿岸の畑中二丁目や馬場二丁目周辺には住宅等の建物が少なくない状況です。

図 家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

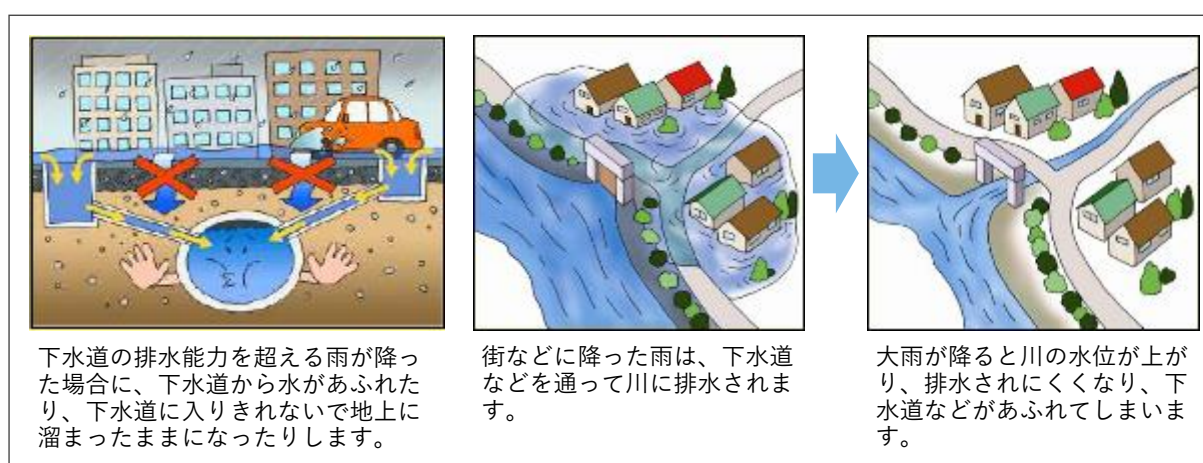
(2) 雨水出水（内水）

雨水出水（内水）とは、大雨によって川の水位が上がり、住宅地や田畑の雨水の排水が難しくなり、下水道の雨水排水処理能力を超えてしまった場合に、河川等の公共の水域に雨水を放流することができなくなり、浸水することです。

本市では、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住宅の床上・床下浸水の被害が確認されています。

本指針では、想定最大規模降雨（1時間当たり153mmの降雨）によって公共下水道等の排水施設又は公共の水域に雨水を排水できない場合の浸水被害について想定します。

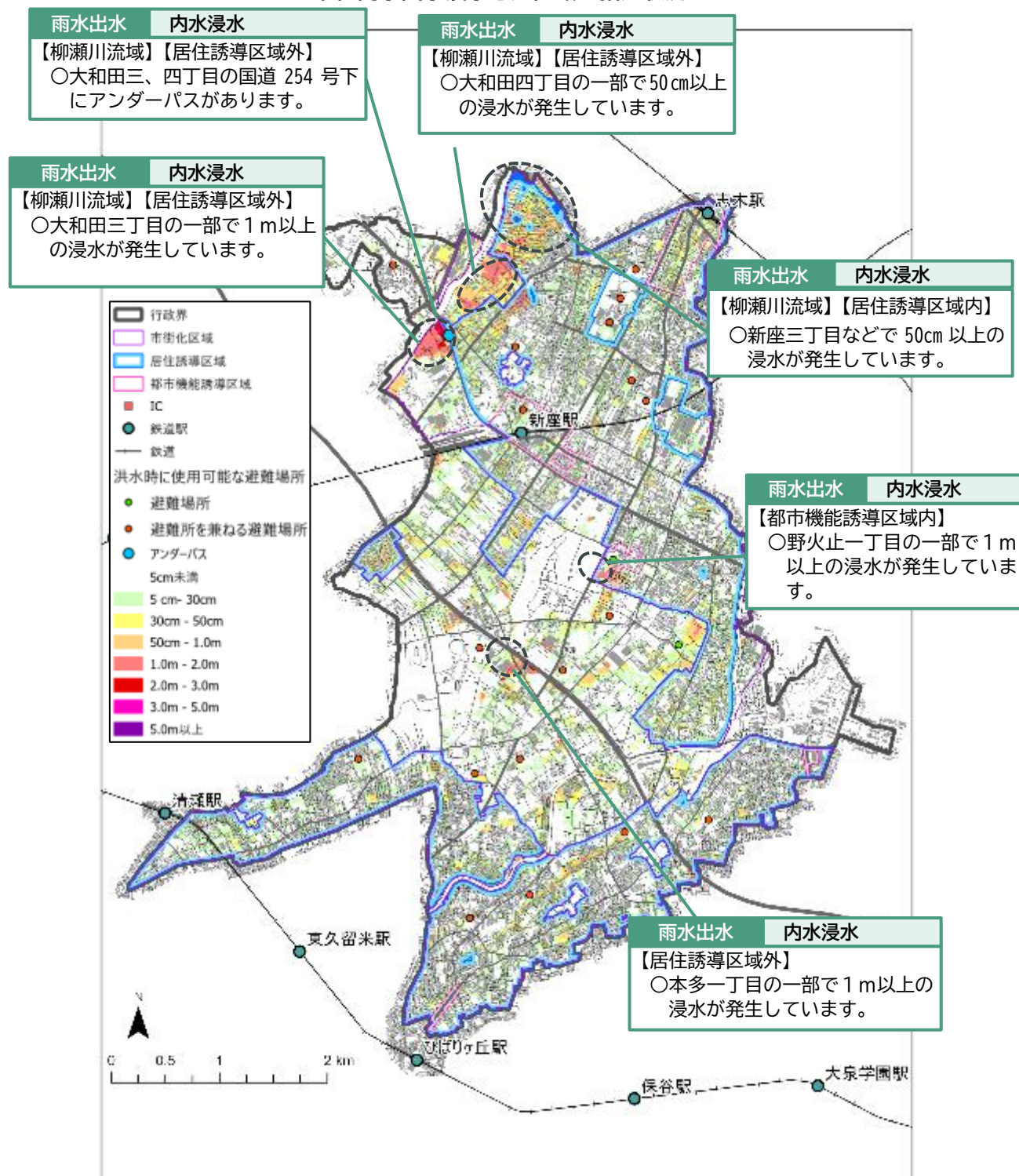
図 内水氾濫のイメージ



資料：水害ハザードマップ作成の手引き

近年、本市では集中豪雨等により全域で内水による 50cm 以上の浸水が想定されています。特に本市の北側で 50cm 以上の浸水が多く、柳瀬川沿いのエリアでは、1.0m 以上の浸水想定となっています。

図 雨水出水浸水想定区域の指定状況



資料：雨水出水浸水想定区域図

(3) 土砂災害

1) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

長雨や大雨、集中豪雨などの水害時や地震時に発生する土砂災害には、主に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地滑りがあり、これらのリスクがある区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）といいます。

土砂災害特別警戒区域については、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造の規制が行われます。

本市では、平成 27 年 10 月に 16 か所が土砂災害警戒区域に指定されており、そのうち 12 か所が土砂災害特別警戒区域に該当します。



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

表 本市の土砂災害警戒区域一覧

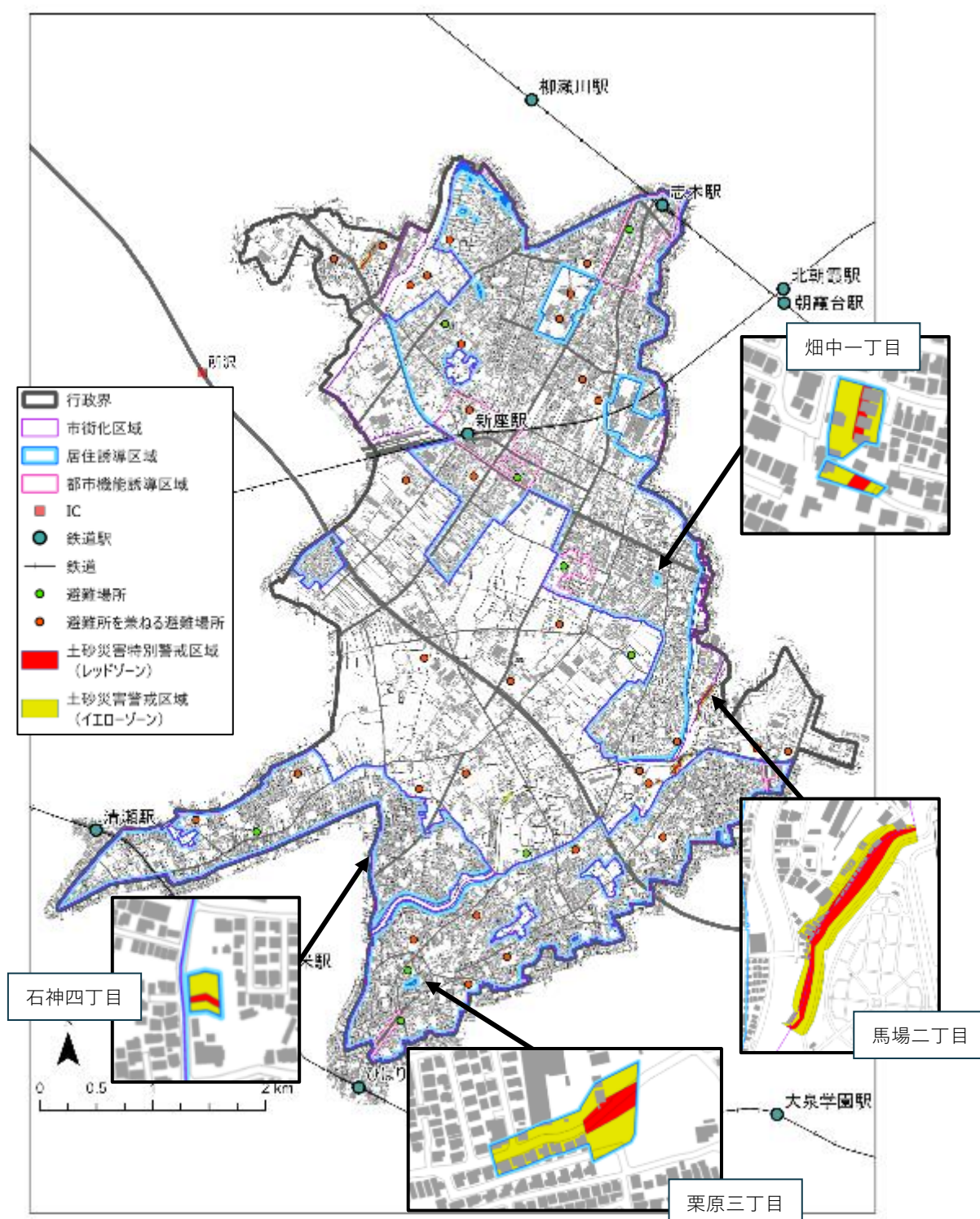
No	土砂災害警戒区域の名称	所在地	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	告示年月日
1	新座高校	栄一丁目	○	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 10 月 2 日
2	妙音沢	栄一丁目	○		
3	栗原三丁目	栗原三丁目	○		
4	池田三丁目	池田三丁目			
5	中野二丁目	中野二丁目	○		
6	新座市営西	新塚一丁目	○		
7	大和田	大和田五丁目			
8	石神四丁目	石神四丁目	○		
9	畑中一丁目-1	畑中一丁目	○		
10	畑中一丁目-2	畑中一丁目	○		
11	池田一丁目-1	池田一丁目	○		
12	池田一丁目-2	池田一丁目	○		
13	馬場一丁目	馬場一丁目	○		
14	堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目	○		
15	片山二丁目-1	片山二丁目			
16	堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目			

資料：新座市地域防災計画

市街化区域内では畑中一丁目、石神四丁目、栗原三丁目に土砂災害特別警戒区域に指定されている場所があります。また、馬場二丁目では家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）と重複しているエリアがあり、特に災害リスクが高いと言えます。

市街化区域内で土砂災害特別警戒区域の指定がある区域及び、特に災害リスクのある馬場二丁目については、拡大図を下記に示します。

図 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定状況



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜崩壊危険区域とは、がけ崩れにより相当数の居住者等に危険が生じるおそれのある土地のうち、がけ崩れを誘発・助長するおそれのある行為の制限や、必要な施設を設置することを目的とした土地の区域であり、具体的には以下のとおりです。

- ① 急傾斜地の傾斜度が 30 度以上かつ急傾斜地の高さが 5m 以上のもの。
- ② 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの。

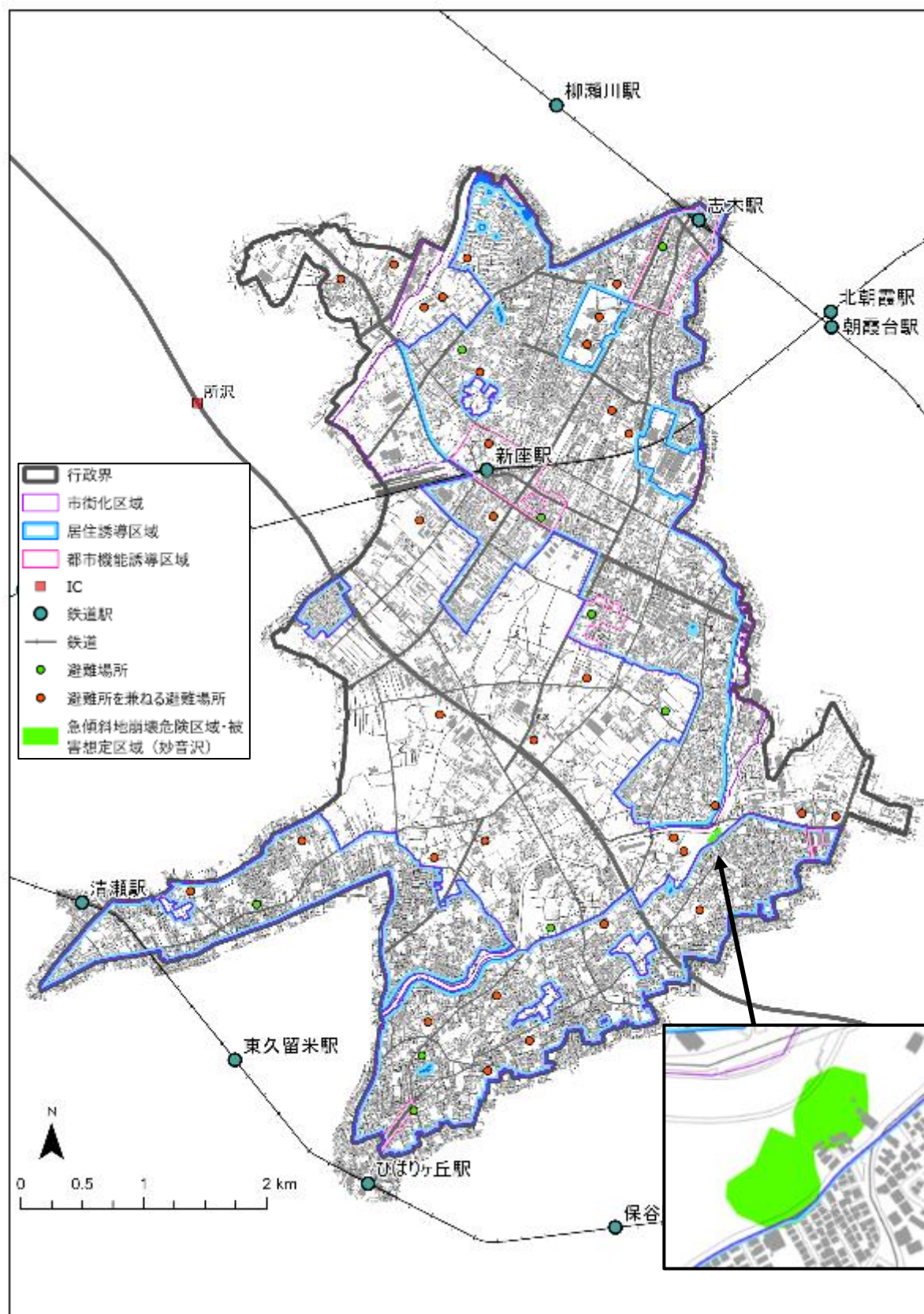
本市では、栄一丁目の一部（妙音沢）が指定されています。

表 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)の前兆現象

		
・斜面に亀裂が入る ・斜面にはらみがみられる	・ふだん澄んでいる湧水が濁ってきたり水の吹き出しが見られる ・湧水の急激な増加あるいは減	・小石が斜面からばらばらと落ちだす ・斜面から異常な音、山なり、地鳴りが聞こえる

資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

図 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



資料：県提供データ（令和6（2024）年度）

(4) 地震

本市では、中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループが平成 25 年に公表した報告*によると、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（マグニチュード 7.3）」又は「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（マグニチュード 6.8）」が発生した場合、最大震度 6 強の揺れが想定されています。

*「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」

住宅の耐震化については、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図っており、新座市建築物耐震改修促進計画によると、住宅の耐震化率は令和 3 年 3 月 31 日現在で 92.6%と推計しており、耐震診断義務化建築物*の耐震化率は 100%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は 93.3%となっています（令和 2 年新座市耐震化状況調査、令和 3 年新座市推計による）。

*学校や病院、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物のうち一定の用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項参照）及び耐震診断を義務付ける路線を閉塞する恐れのある建築物である要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第 7 条参照）

1) 液状化

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体が液体のような状態になる現象のことをいいます。

液状化が発生すると、地盤から水が噴き出したり、また、それまで安定していた地盤が急に柔らかくなるため、その上に立っていた建物が沈んだり（傾いたり）、地中に埋まっていたマンホールや埋設管が浮かんできたり、地面全体が低い方へ流れ出すといった現象が発生します。

なお、新座市洪水・土砂災害 ハザードマップでは、液状化マップとして地域の地形・地盤の特性を考慮して、揺れやすさマップに示した揺れの大きさに基づいた液状化の可能性を 5 段階で評価しています。

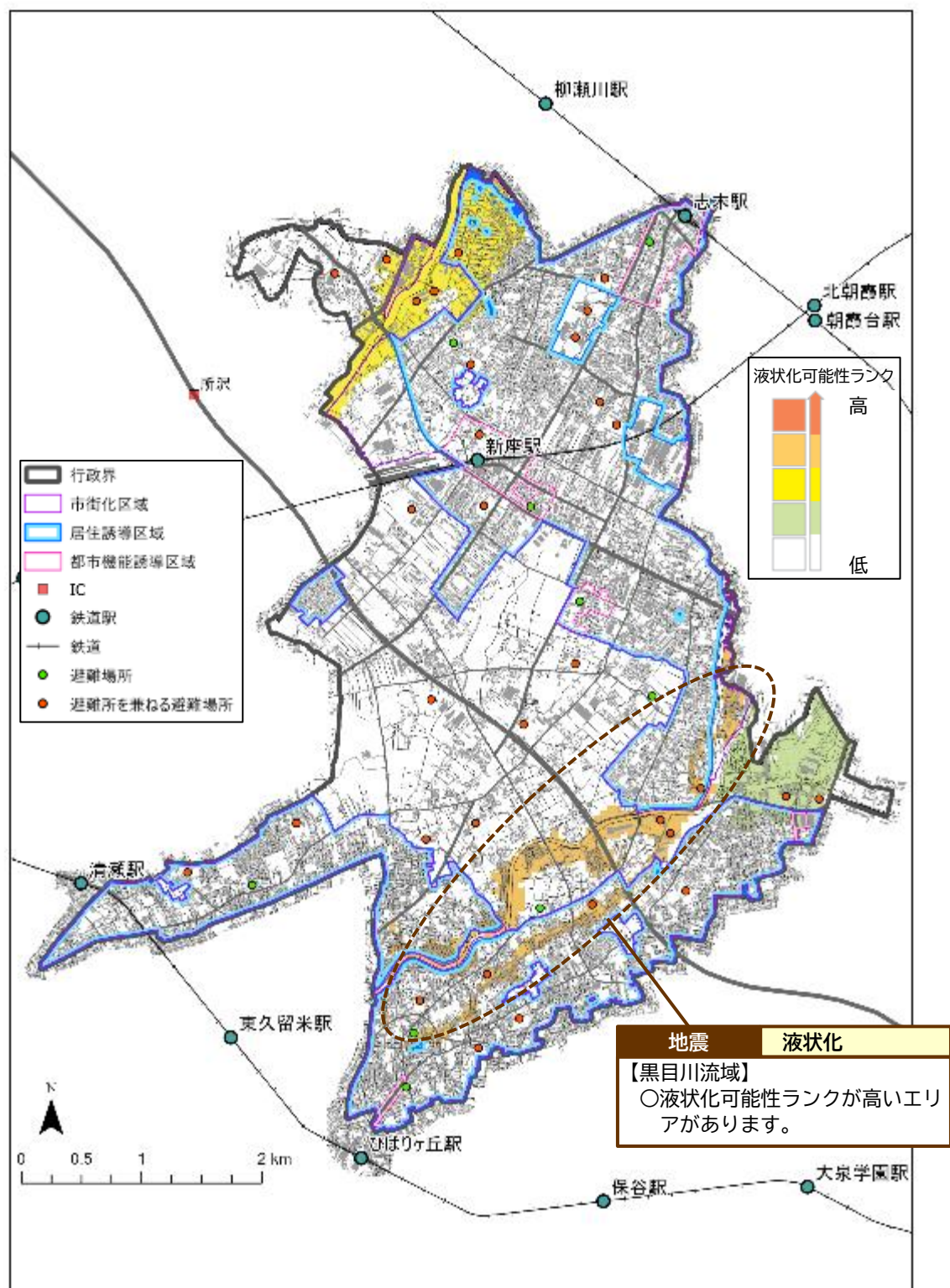
図 液状化可能性判定

PL 値	PL=0	$0 < PL \leq 5$	$5 < PL \leq 15$	$PL > 15$
液状化可能性	極めて低い	低い	やや高い	高い
液状化可能性判定	液状化可能性は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化可能性は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化可能性がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要	液状化可能性が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策が必要

資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

地震で液状化する可能性が比較的高いのは柳瀬川流域、黒目川流域、中沢用水、中沢川、新座市営墓園周辺となっています。中でも黒目川流域及び主要地方道保谷志木線の南側エリアでは液状化可能性ランクが高いと予想されています。

図 液状化マップ



資料：新座市地震ハザードマップ

2) 揺れやすさ

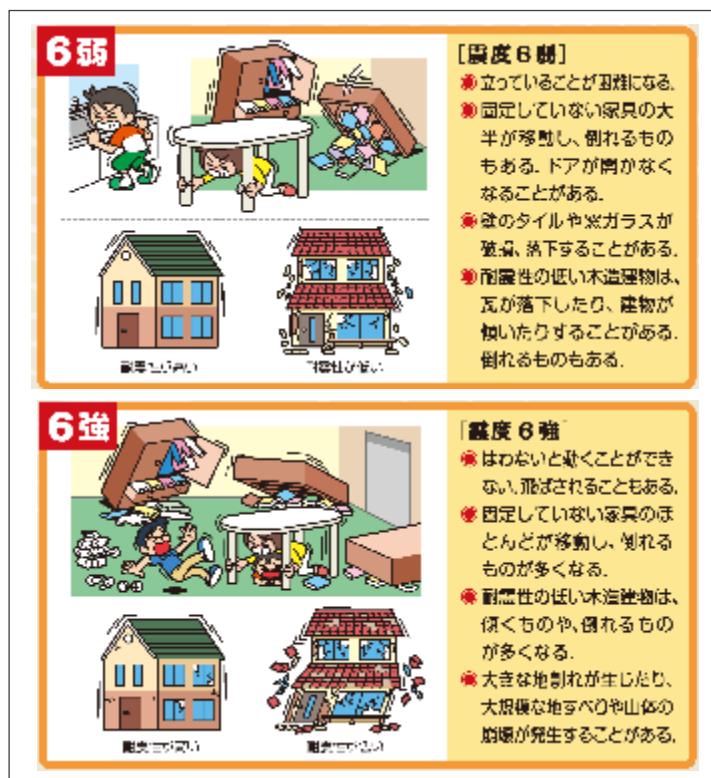
新座市洪水・土砂災害 ハザードマップでは、揺れやすさマップとして3つの想定地震*に対する揺れの大きさ（震度）を評価し、最大の震度を評価しています。

本市の市域は、すべて震度6強と評価されているが、同ハザードマップでは、そのなかでさらに強弱を5段階に分けて評価しています。

* 3つの想定地震

本市に大きな被害を及ぼすと考えられる「立川断層帯地震」「東京湾北部地震」「新座市直下における地震」を指す。

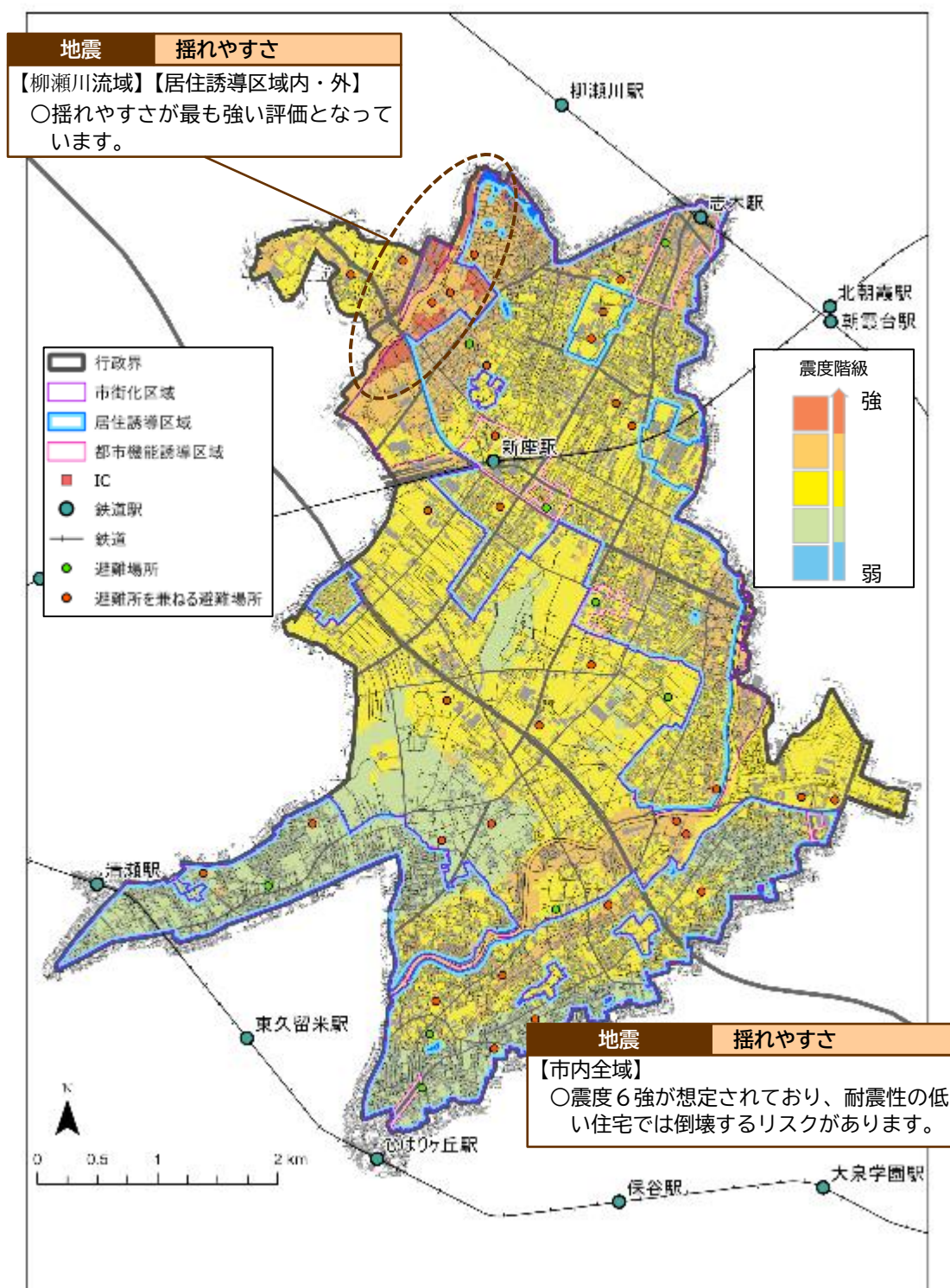
図 震度6のイメージ



資料：気象庁 震度と揺れ等の状況

本市の全域で震度6強が想定されており、耐震性の低い住宅では倒壊するリスクがあります。特に本市北側の柳瀬川周辺で揺れやすさが最も強い評価となっており、この周辺の避難場所は学校施設が中心であり堅牢な建物が多いものの、避難する際には十分な注意が必要となっています。

図 揺れやすさマップ



資料：新座市地震ハザードマップ

3) 地域の危険度（建物全壊量）

埼玉県地震被害想定調査報告書（H26.3）によると、東京湾北部地震で最も大きな建物損壊の被害があると予測されており、揺れによる被害は全壊が 33 棟、半壊が 854 棟となっています。なお、液状化による被害は予測されていません。

表 被害予測結果

	揺れによる被害		液状化による被害		揺れ＋液状化による被害	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
木造	29 棟 (0.07%)	806 棟 (1.81%)	0 棟 (0%)	0 棟 (0%)	29 棟 (0.07%)	806 棟 (1.81%)
非木造	4 棟 (0.01%)	48 棟 (0.11%)	0 棟 (0%)	0 棟 (0%)	4 棟 (0.01%)	48 棟 (0.11%)
合計	33 棟 (0.08%)	854 棟 (1.92%)	0 棟 (0%)	0 棟 (0%)	33 棟 (0.08%)	854 棟 (1.92%)

資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

図 建物被害について

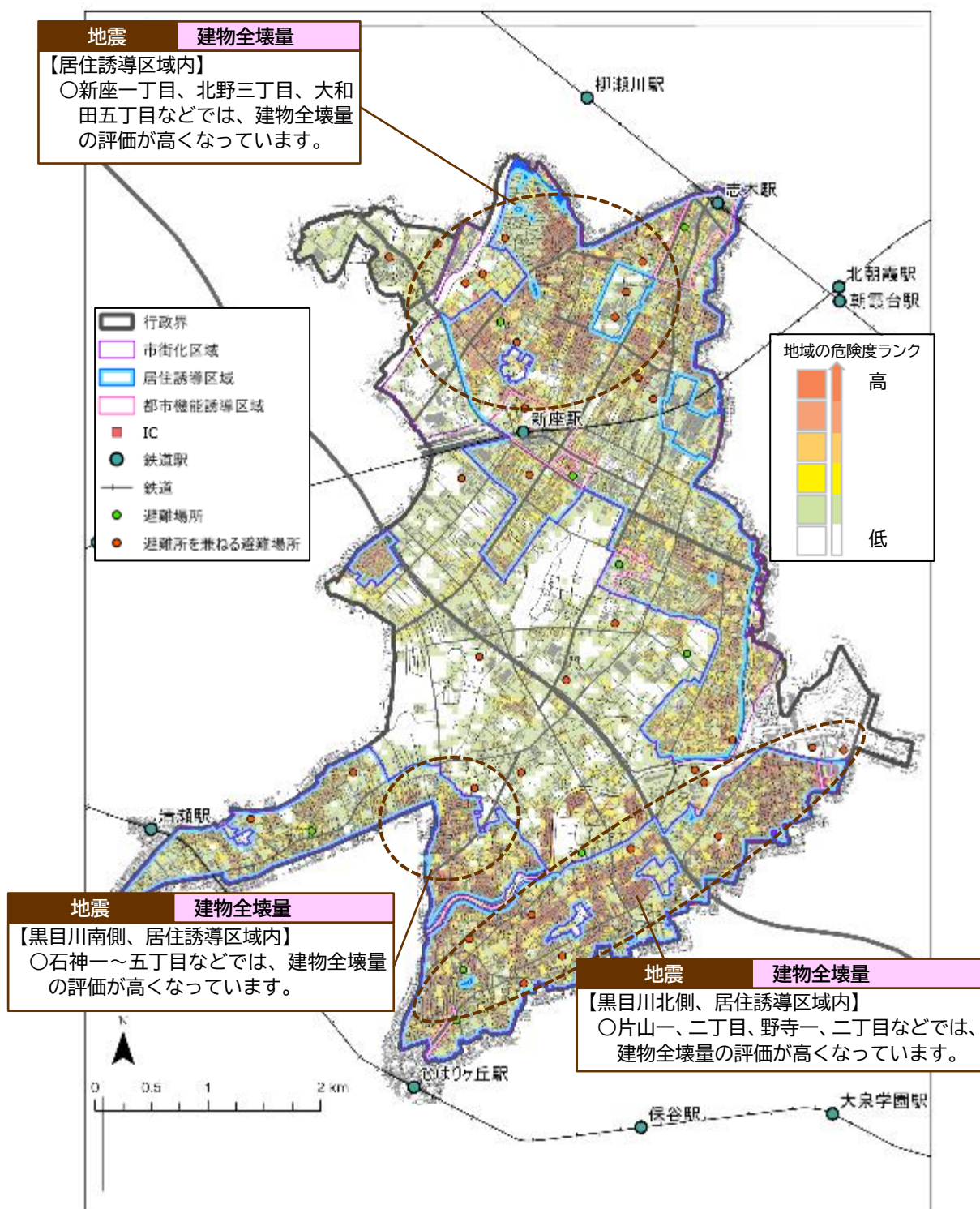


- ・地震による揺れの大きさと建物被害には関係があり、揺れが大きくなるにつれて被害程度が大きくなったり、被害の数が増加する傾向にあります。
- ・また、過去の地震における 全壊（倒壊）建物のほとんどが、建築基準法改正前の昭和 56 年以前に建築されたものであったことから、当時の建物には、構造や耐震性に問題がある可能性が高いと推測されています。したがって、揺れやすい地域であったり、古い木造建物が多い地域は、相対的に危険度が高くなります。

資料：新座市地震ハザードマップ

※建物全壊量（建物全壊危険度）・・・主に揺れやすさ等の地盤特性、建物構造、建築年代等を考慮して評価するもの。評価が高いと危険度が高い。

図 地域の危険度マップ



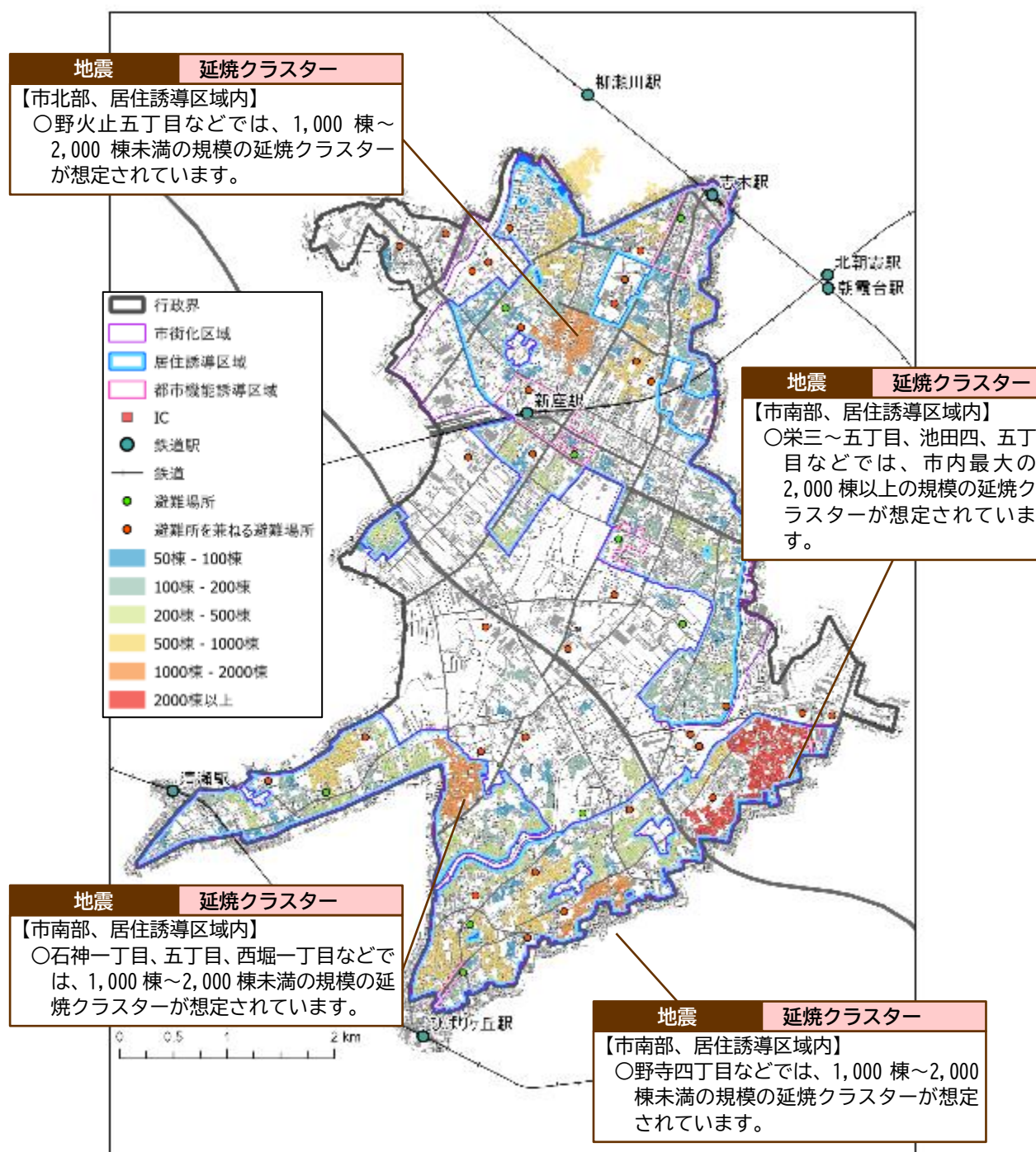
資料：新座市地震ハザードマップ°

4) 延焼クラスター

延焼クラスターとは、一度出火した場合に延焼が拡大する可能性のある範囲のことで、特に住宅密集地で起こりやすい現象です。大規模地震が発生し、通電に伴う火災と建物の倒壊が同時多発的に発生した場合には、消火活動が困難となり、延焼を止めることが難しくなります。

本市内では、2,000 棟以上の規模が 1 箇所、1,000 棟～2,000 棟未満の規模が 3 箇所想定されています。

図 延焼クラスターの指定状況



資料：県提供データ

1-4 災害リスク分析

(1) 分析の視点

災害に関する具体的なリスクを把握するため、「1-2 本市の都市特性」と「1-3 本市のハザード情報の整理」を重ね合わせて分析します。

重ね合わせる都市の特性とハザード情報は以下の通りです。

表 災害リスク分析項目 ※情報名の後ろの数字が掲載ページです

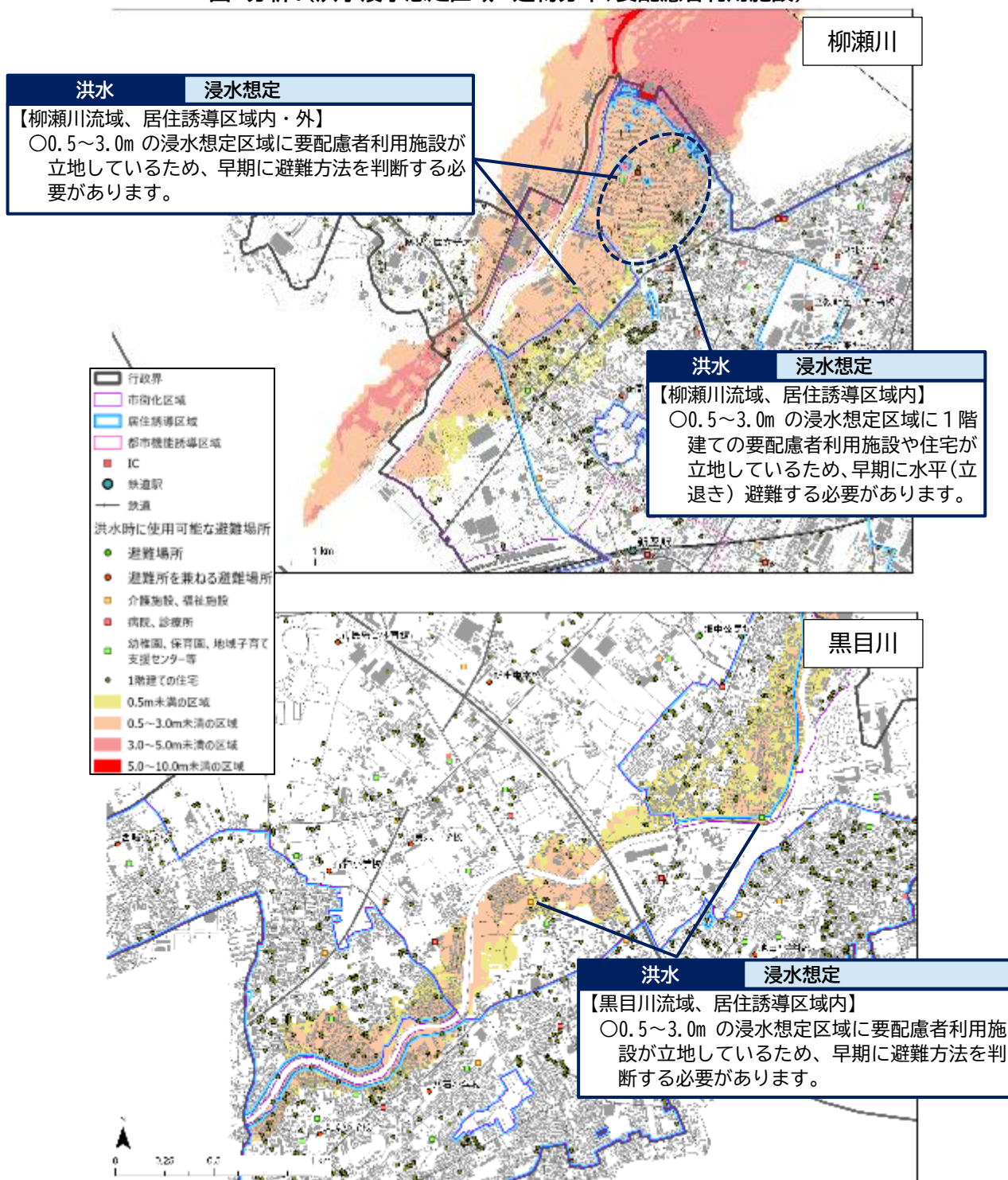
ハザード情報等		組み合わせる情報		分析の視点
洪水 (外水氾濫)	洪水浸水想定区域(18)	×	建物分布(1階住宅) (6)・(40) 要配慮者利用施設(9)	→ 垂直避難が困難な建物・早期の避難行動が必要な建物の分布状況の把握
		×	道路網(緊急輸送道路)(10)	→ 災害により応急活動等が妨げられるリスクが生じる箇所があるか
	浸水継続時間(21)	×	建物分布(6) 要配慮者利用施設(9)	→ 長時間孤立するリスクのある地域があるか
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)(24)	×	建物分布(6) 要配慮者利用施設(9)	→ 倒壊リスクが高い区域の建物の分布状況を把握
雨水出水 (内水)	雨水出水浸水想定区域(26)	×	建物分布(1階住宅) (6)・(44) 要配慮者利用施設(9)	→ 垂直避難が困難な建物・早期の避難行動が必要な建物の分布状況の把握
		→	道路網(緊急輸送道路)(10)	→ 災害により応急活動等が妨げられるリスクが生じる箇所があるか
土砂災害	土砂災害特別警戒区域(28) 土砂災害警戒区域(28) 急傾斜地崩壊危険区域(30)	×	建物分布(6) 要配慮者利用施設(9)	→ 倒壊リスクが高い区域の建物の分布状況を把握
地震	液状化(32)	×	道路網(緊急輸送道路)(10)	→ 災害により応急活動等が妨げられるリスクが生じる箇所があるか
	揺れやすさ(34)	×	建物分布(6) 要配慮者利用施設(9) 大規模盛土造成地(14)	→ 地震時の被災リスクの高い地域を把握
	地域の危険度(36)	×	道路網(緊急輸送道路)(10) 建物分布(旧耐震)(8)	→ 災害により応急活動等が妨げられるリスクが生じる箇所があるか
	延焼クラスター(38)	×	建物分布(6) 要配慮者利用施設(9) 住宅密集地(16)	→ 早期の避難行動が必要な施設の建物分布状況の把握、災害時の被災リスクが高い地域の把握

(2) 災害リスク分析

1) 洪水（外水氾濫）①【洪水浸水想定区域×建物分布（1階住宅）、要配慮者利用施設】

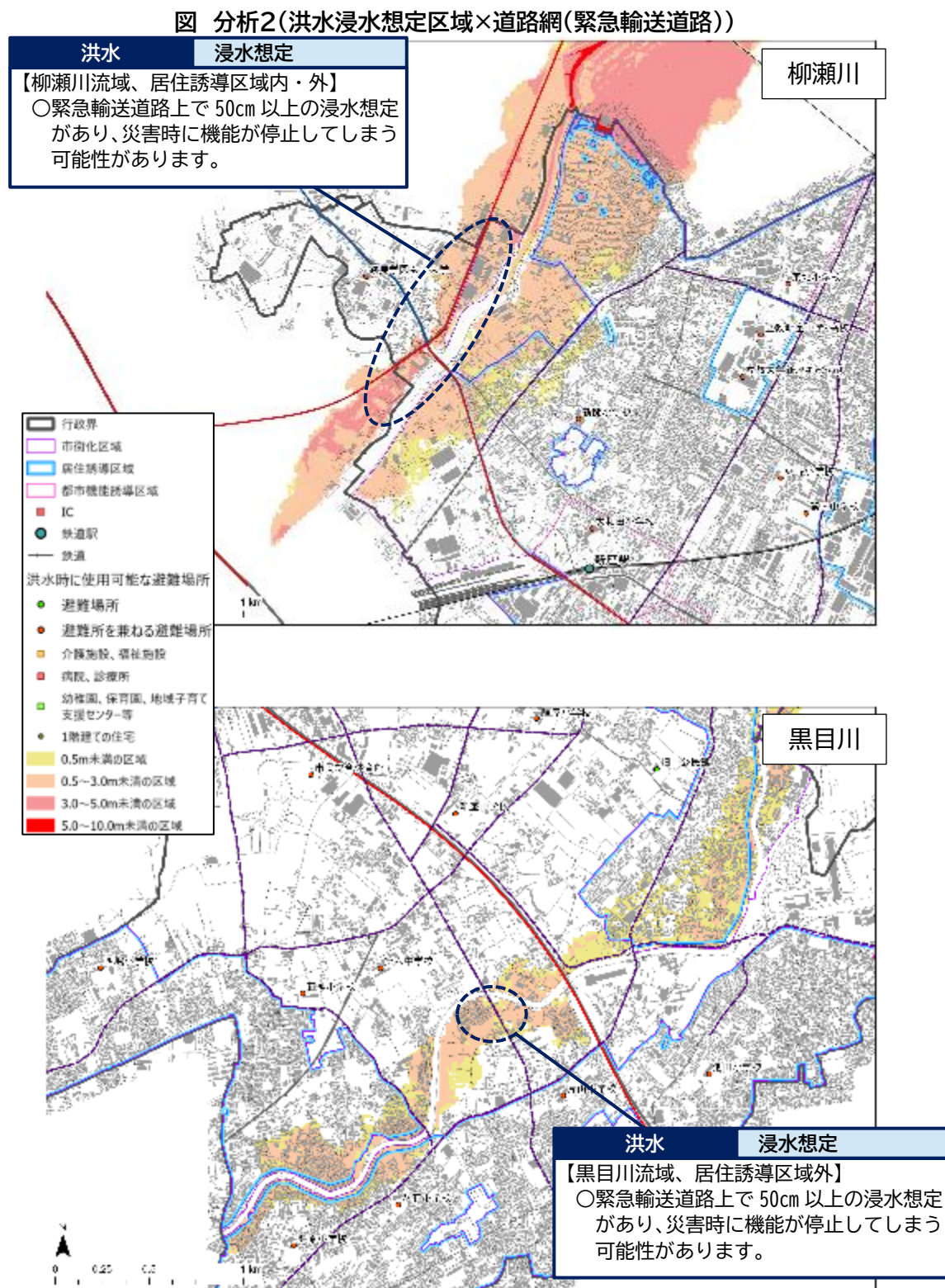
〇0.5～3.0m未満の浸水想定区域に要配慮者利用施設が立地しているため、早期に避難方法を判断する必要があります。特に1階建ての施設や住宅については、早期の水平（立退き）避難が求められます。

図 分析1(洪水浸水想定区域×建物分布、要配慮者利用施設)



2) 洪水（外水氾濫）②【洪水浸水想定区域×道路網（緊急輸送道路）】

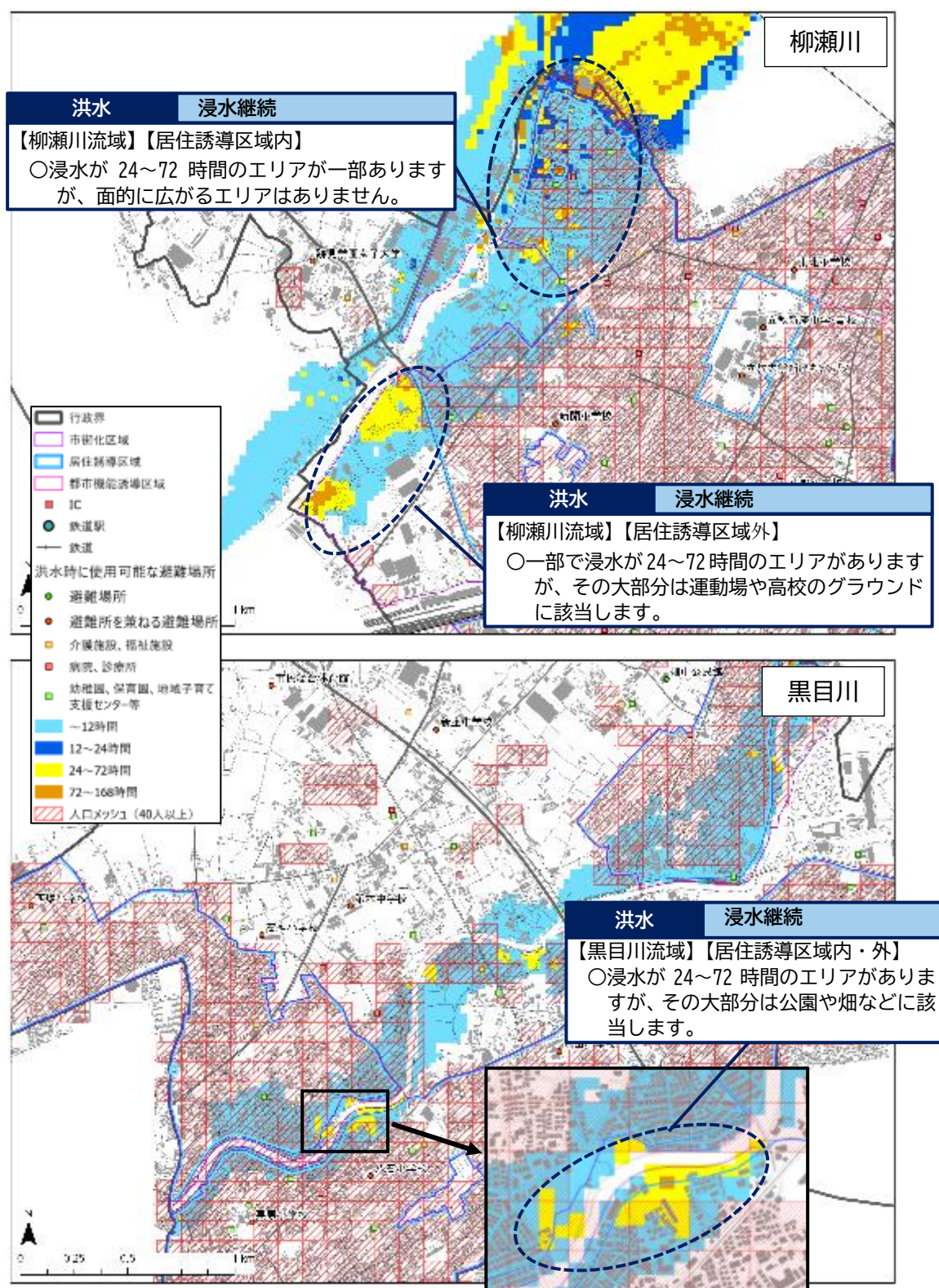
○緊急輸送道路の周辺で 0.5cm 以上の浸水想定があり、災害時に機能が停止し救護活動や避難時に支障をきたす可能性があります。



3) 洪水（外水氾濫）③【浸水継続時間×建物分布、要配慮者施設】

○河川の氾濫により孤立する可能性があり、浸水想定区域外への水平（立退き）避難が求められる浸水継続時間が72時間以上のエリアに居住誘導区域の一部が該当しています。

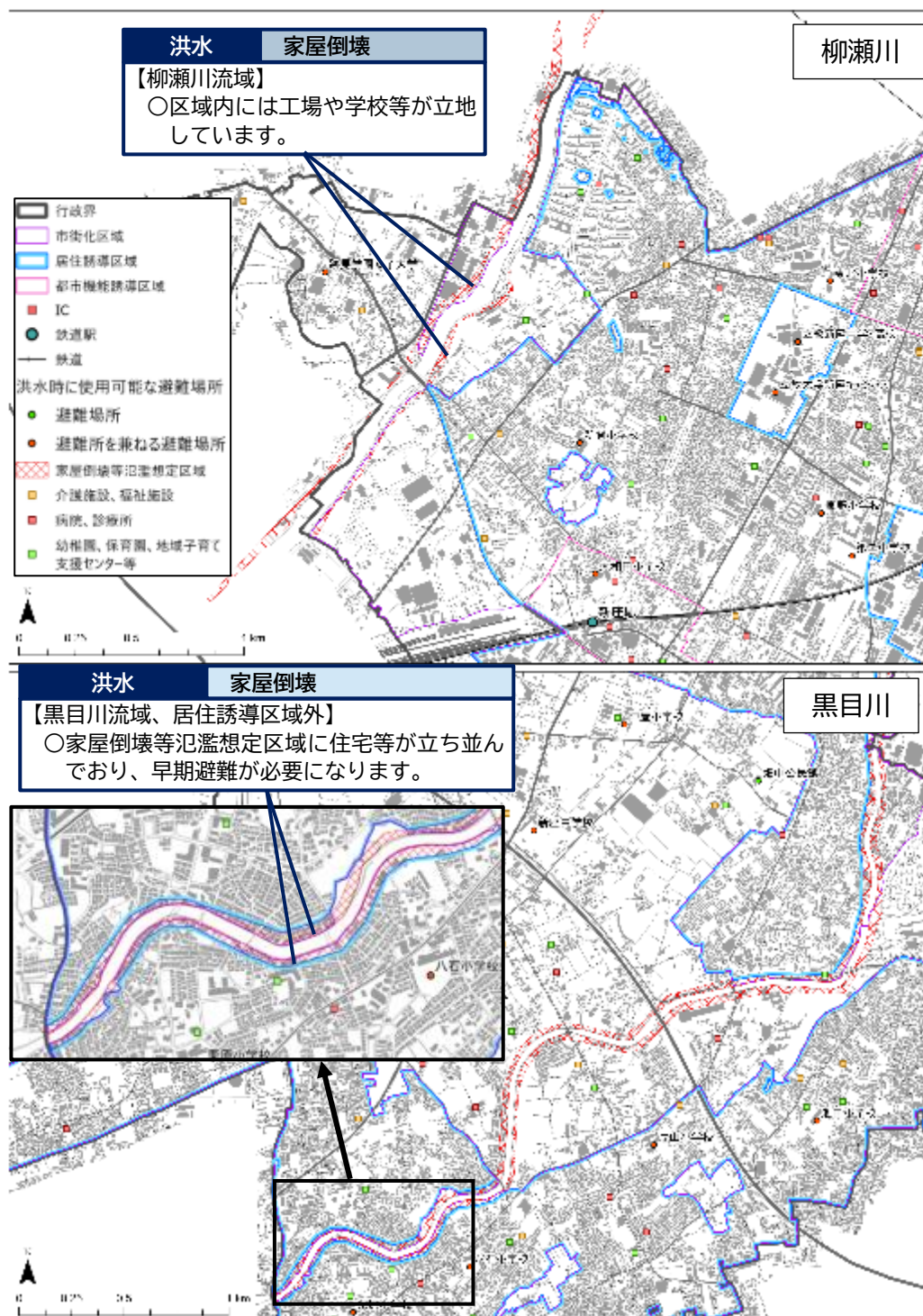
図 分析3（浸水継続時間×建物分布、要配慮者施設）



4) 洪水（外水氾濫）④【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）×建物分布、要配慮者利用施設】

- 家屋倒壊等氾濫想定区域は居住誘導区域から除かれています。
- 黒目川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域内で住宅等が立ち並んでいるエリアについては、早期の水平（立退き）避難が求められます。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域内に要配慮者利用施設は立地していません。

図 分析4（家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)×建物分布、要配慮者利用施設）



○住宅が立ち並ぶエリア、市役所周辺で 50cm 以上の浸水が想定されているため、浸水リスクの低減が求められます。

洪水ハザードマップ

行政界
市街化区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
IC
鉄道駅
鉄道

洪水時に使用可能な避難場所
● 避難場所
● 避難所を兼ねる避難場所
■ 内水浸水想定（50cm以上）
■ 介護施設、福祉施設
■ 病院、診療所
■ 幼稚園、保育園、地域子育て支援センター等
● 1階建ての住宅

雨水出水 **内水浸水**

【居住誘導区域内】
○住宅が立ち並ぶエリアで 50cm 以上の浸水が想定され、一部 1 階建ての住宅もあるため、浸水リスクを低減する取組が必要です。

雨水出水 **内水浸水**

【都市機能誘導区域内】
○市役所南側で 50cm 以上の浸水が想定され、浸水リスクを低減する取組が必要です。

新座駅
清瀬駅
夏久留米駅
ひばりヶ丘駅

0 0.5 1 2 km

雨水出水 **内水浸水**

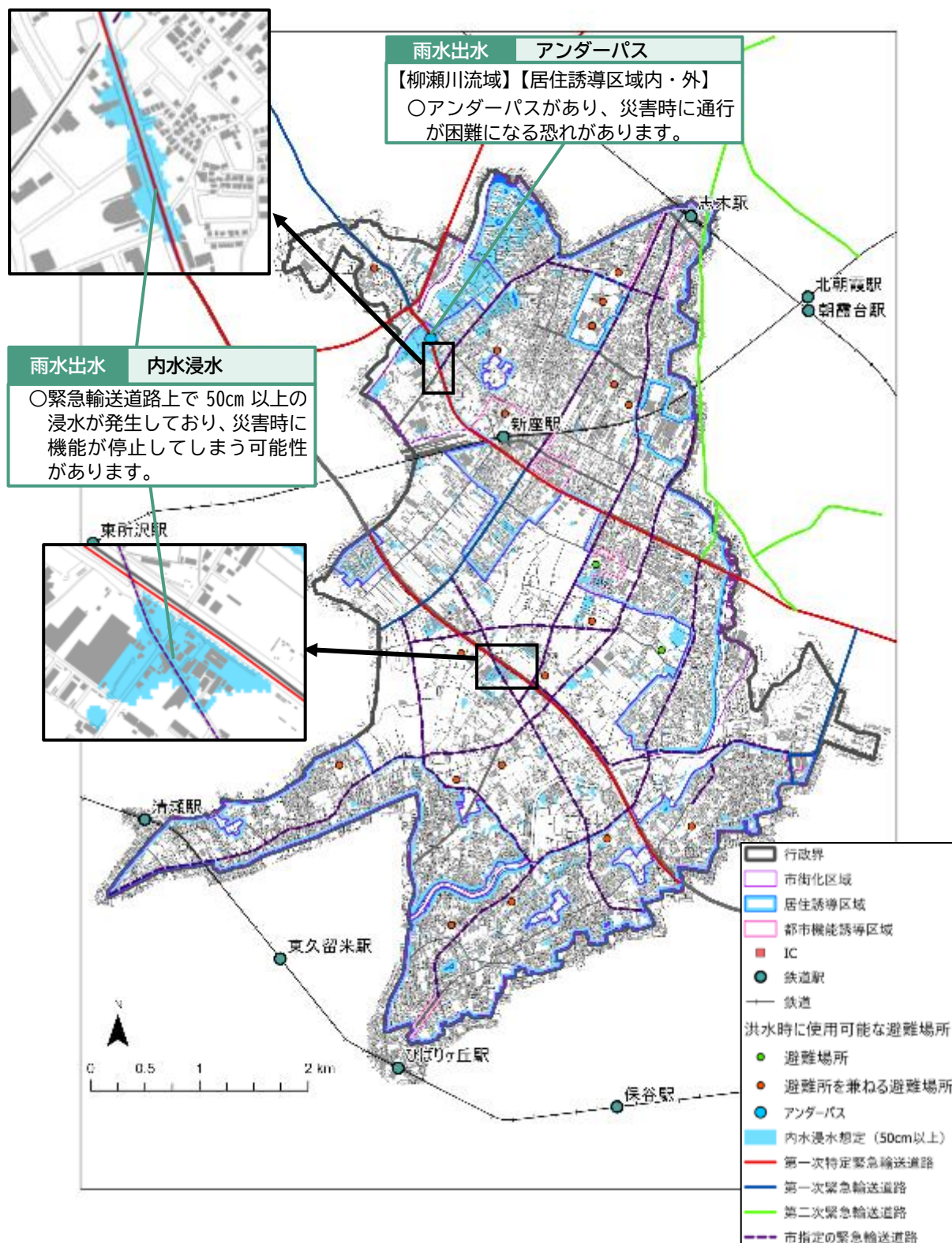
【居住誘導区域内】
○住宅が立ち並ぶエリアで 50cm 以上の浸水が想定され、浸水リスクを低減する取組が必要です。

6) 雨水出水（内水氾濫）【雨水出水浸水想定区域×道路網（緊急輸送道路）】

○緊急輸送道路上で 50cm 以上の浸水が想定されているため、浸水リスクの低減が求められます。

○国道 254 号下にアンダーパスがあり、災害時に通行が困難になる恐れがあります。

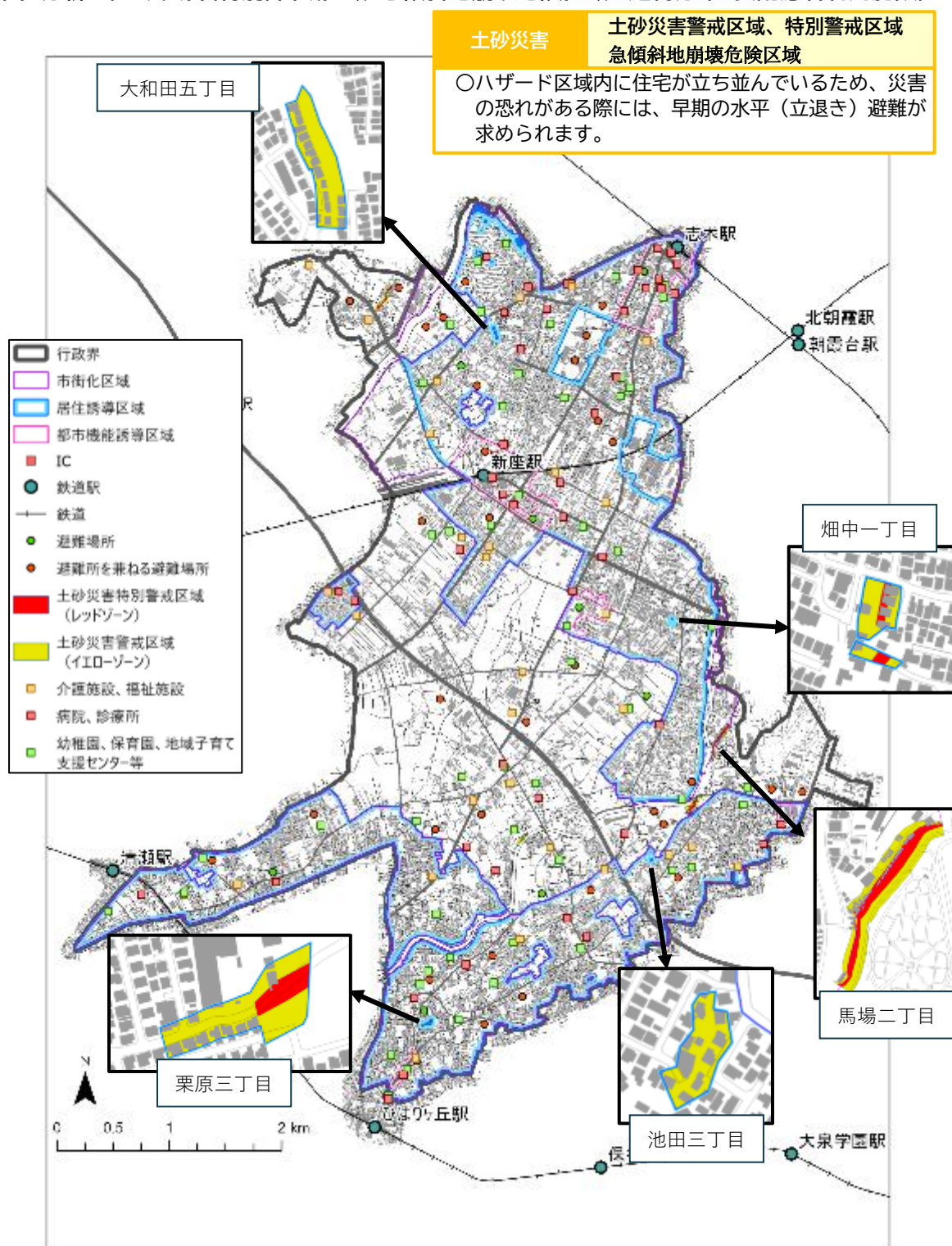
図 分析6(雨水出水浸水想定区域×緊急輸送道路)



7) 土砂災害【土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×建物分布、要配慮者利用施設】

○土砂災害警戒区域内及び急傾斜地崩壊危険区域には要配慮者利用施設は立地していませんが、一般住宅が立ち並ぶエリアがあるため、災害の恐れがある際には、早期の水平（立退き）避難が求められます。

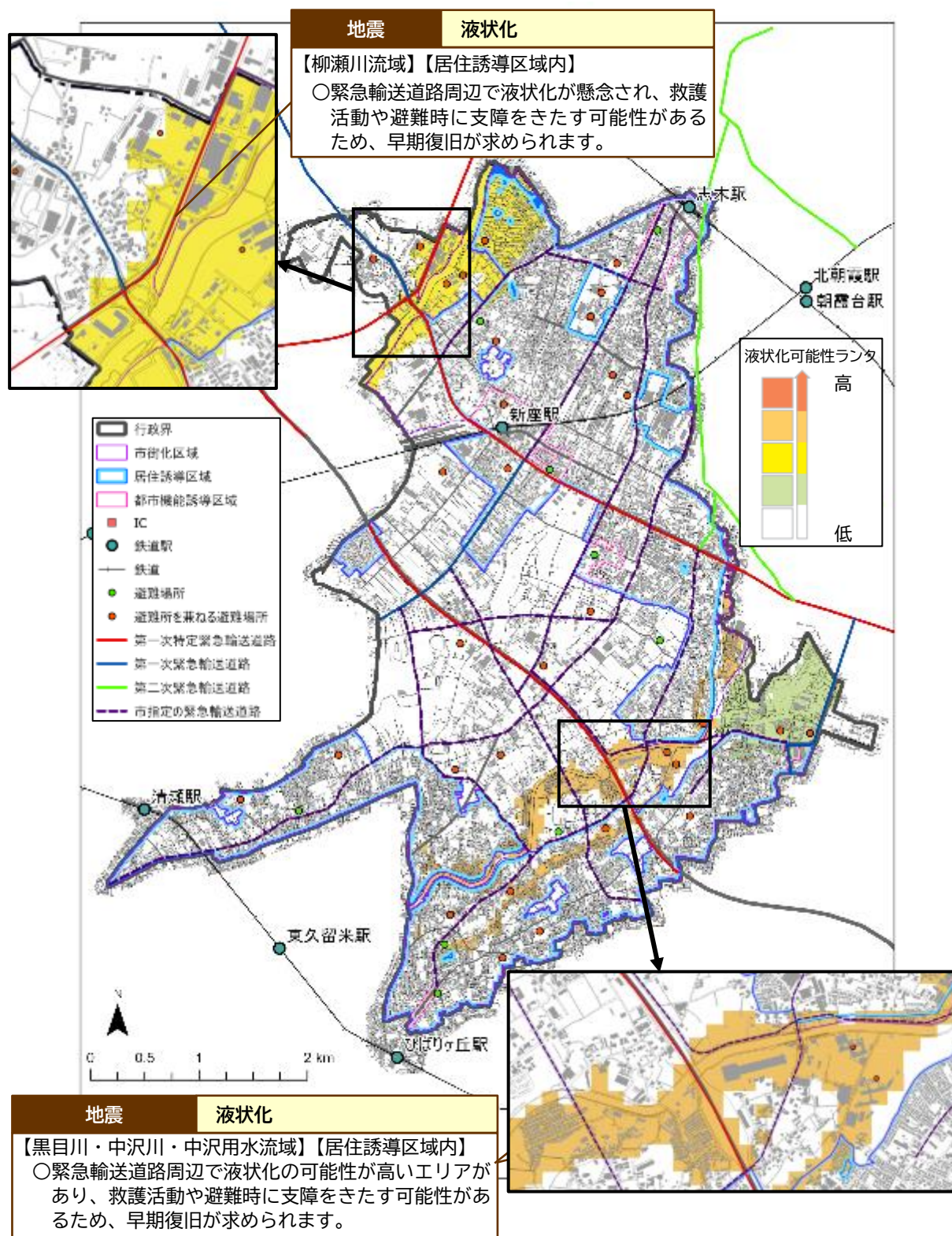
図 分析7(土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×建物分布、要配慮者利用施設)



8) 地震①【液状化×道路（緊急輸送道路）】

○本市北部の柳瀬川流域や、黒目川・中沢川流域で液状化の可能性があります、緊急輸送道路の周辺で液状化が発生した場合、災害時に機能が停止し救護活動や避難時に支障をきたす可能性があります。

図 分析8(液状化×道路(緊急輸送道路))

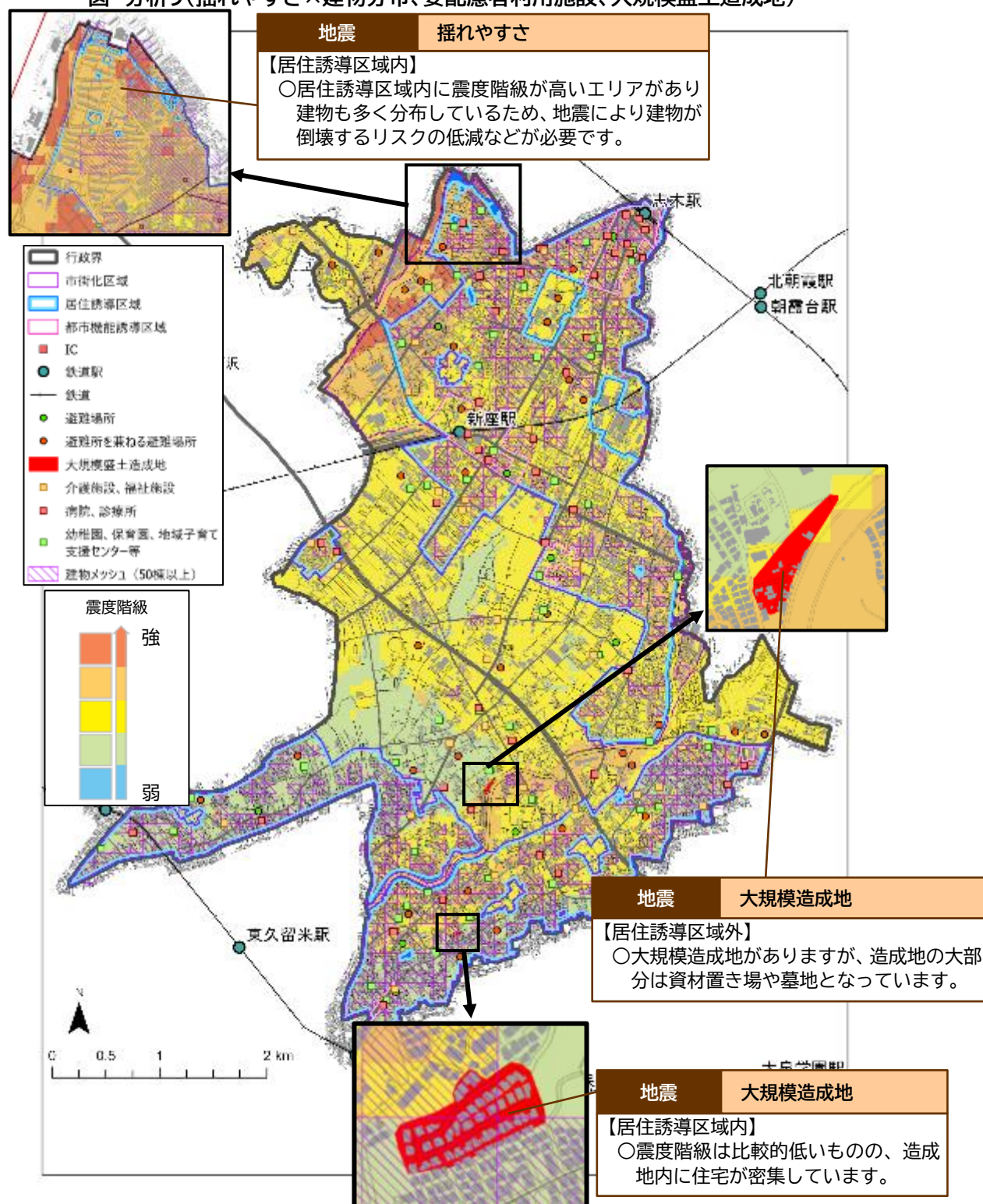


9) 地震②【揺れやすさ×建物分布、要配慮者利用施設、大規模造成地】

○本市では、全市で震度6強の地震が想定されています。特に北側の柳瀬川沿いは震度階級が高くなっているため、建物の倒壊リスクがあります。

○大規模盛土造成地内に住宅等が立ち並んでいるため、調査の結果、危険性がみとめられた区域については地震が発生した際の早期の水平（立退き）避難が求められる可能性があります。

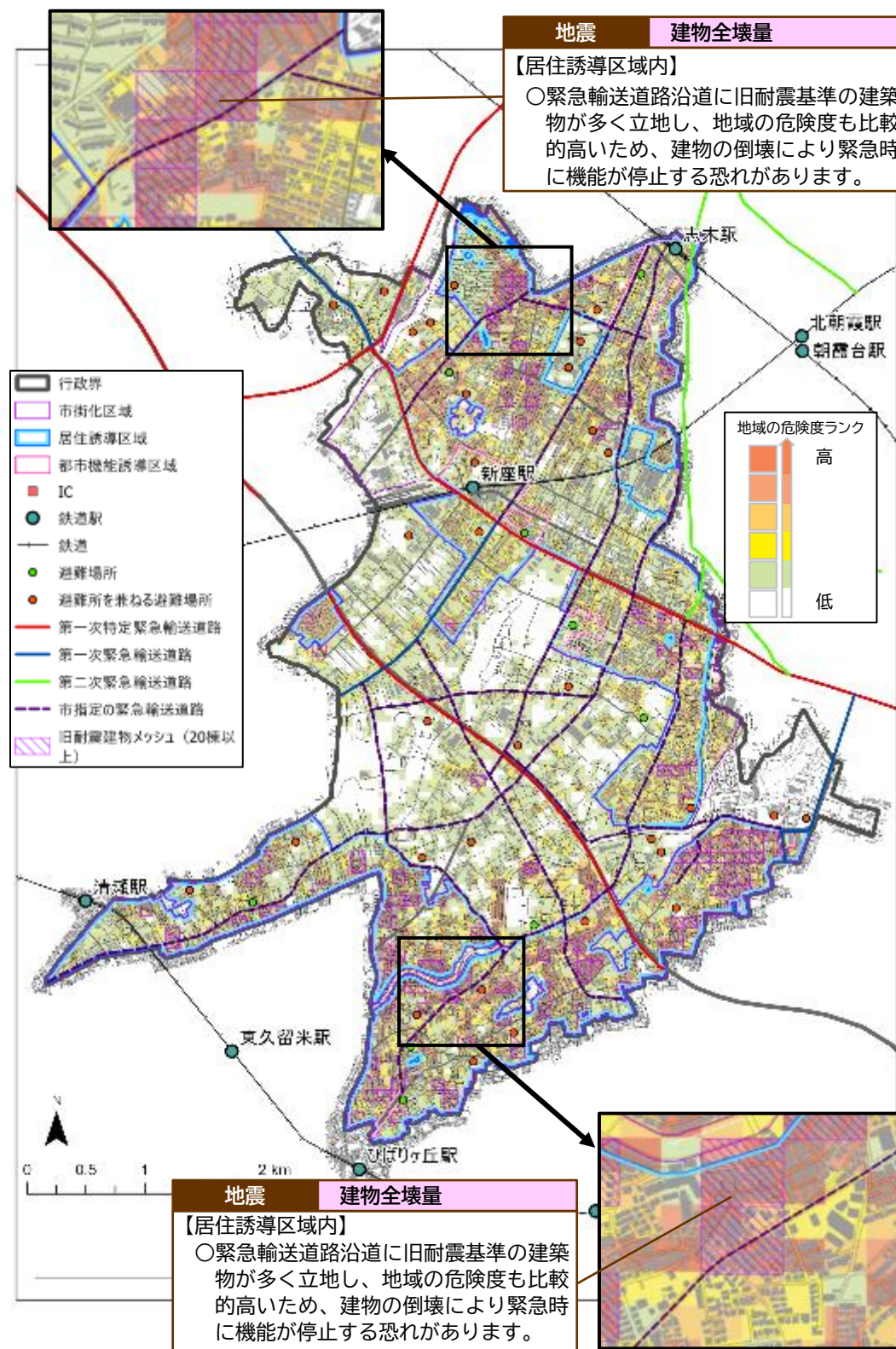
図 分析9(揺れやすさ×建物分布、要配慮者利用施設、大規模盛土造成地)



10) 地震③【地域の危険度×道路網(緊急輸送道路)、建物分布(旧耐震)】

○緊急輸送道路沿道に旧耐震基準の建築物が多く立地し、地域の危険度も比較的高いため、建物の倒壊などにより、緊急時に機能が停止してしまうリスクがあります。

図 分析 10(地域の危険度×道路網(緊急輸送道路)、建物分布(旧耐震))



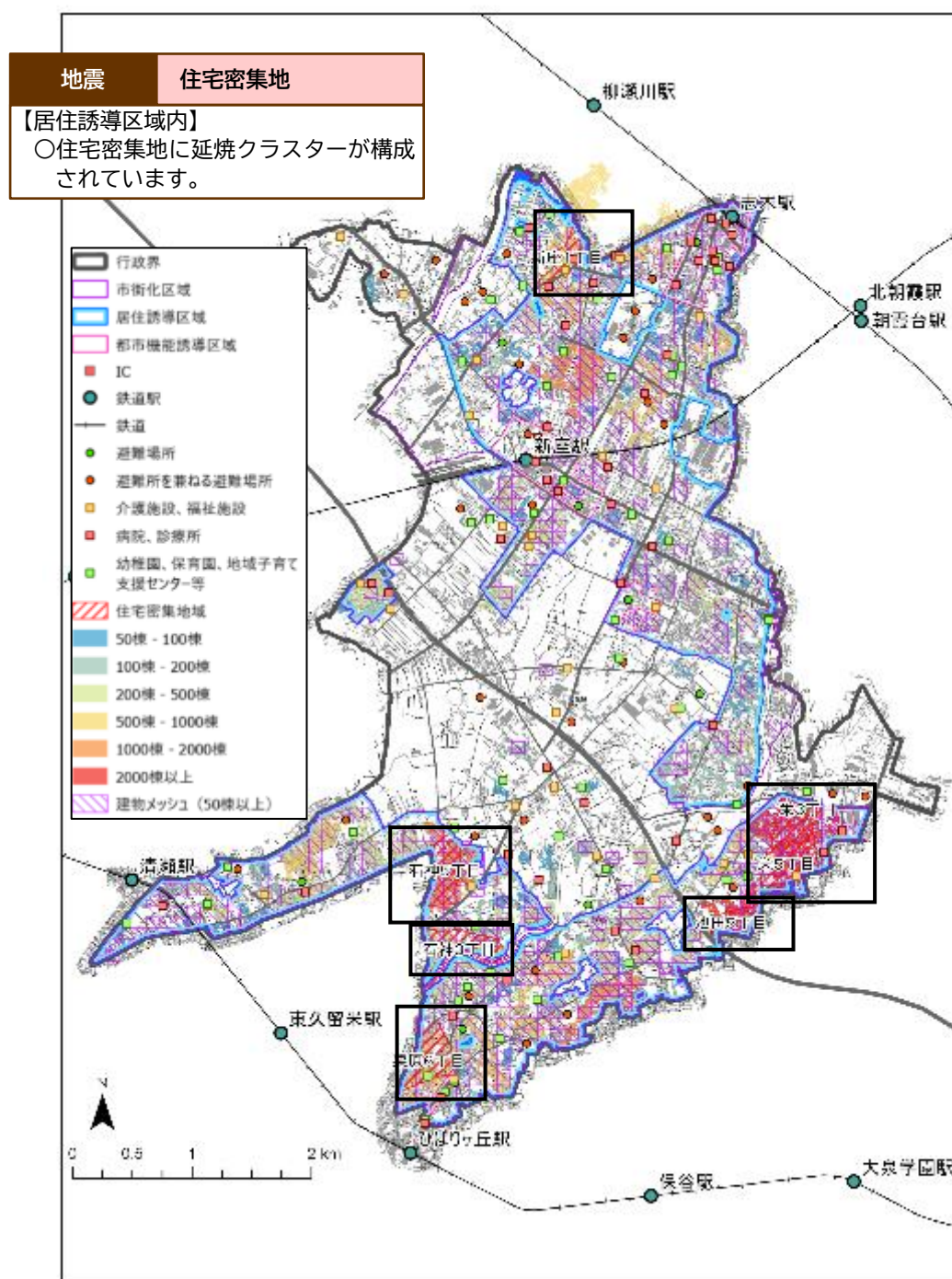
11) 地震④【延焼クラスター×建物分布、要配慮者利用施設、住宅密集地】

○避難や消火活動が困難になることが想定される住宅密集地で、延焼クラスターが分布しており、火災発生時には広範囲に延焼するなど防災上のリスクがあります。

○新座一丁目、栗原六丁目には、住宅密集地内に要配慮者利用施設が立地しています。

○新座市は比較的戸建て住宅が多く立地している特性があり、基準により住宅密集地として特定されたエリア以外にも小規模に住宅が密集している地域が散在しているため、全域的な対策の検討が必要です。

図 分析 11(延焼クラスター×建物分布、要配慮者利用施設、住宅密集地)

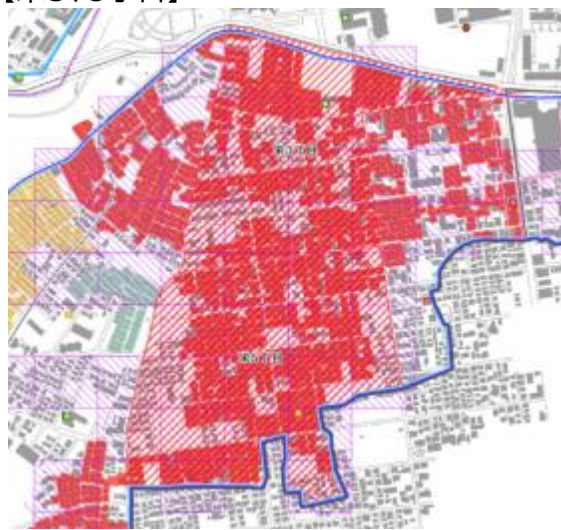


<住宅密集地の拡大図>

【新座1丁目】



【栄3、5丁目】



【池田5丁目】



【石神3丁目】



【石神5丁目】



【栗原6丁目】



1－5 課題の整理

(1) 災害に強いまちの形成に必要な課題

本市の都市特性やハザード情報、災害リスクを踏まえ、災害に強いまちの実現に必要な課題を以下に整理します。

項目	災害リスク等	課題
洪水	・柳瀬川流域では最大で2階が水没する程度、黒目川流域では最大で1階が水没する程度の浸水が想定されており、その区域には居住誘導区域も含まれています。 ・浸水想定区域内には要配慮者利用施設も立地しています。	○国、県及び本市による更なる治水安全の向上を図る対策や河川への急激な雨水の流出を抑制させる対策等ハード対策を講じる必要があります。
内水	・本市では集中豪雨等により、想定最大規模の降雨では、大人でも避難が困難になる50cm以上の浸水が見込まれる箇所が市域全体に点在しています。	○早期の確実な避難判断・行動や備蓄品の用意等ソフト対策の充実も求められます。
土砂災害	・本市では、16か所（うち12か所は、土砂災害特別警戒区域を含む。）が土砂災害警戒区域に指定されています。 ・建物が立ち並んでいる区域もあります。	○リスクの適切な周知と避難の判断がしやすい環境づくりなどのソフト対策の充実も求められます。 ○安全確保のため、災害リスクの高い住宅などの区域外への移転が求められます。
地震	・市全域で震度6強が想定され、耐震性の低い住宅の多くが倒壊する恐れがあります。 ・黒目川、中沢川、中沢用水流域では液状化のリスクが高くなっています。 ・居住誘導区域内では、住宅が密集する地区（住宅密集地区等）が点在し、火災発生時には広範囲に延焼する恐れがあります。	○発災した場合には市全域で一定の被害が想定される中で、被害を最小限にする対策と、被災後早期に的確な復興を実現する対策が求められます。 ○建物やインフラの耐震化をさらに推進していく必要があります。 ○住宅密集地区等については、狭あい道路の解消やオープンスペースの確保、建物の防火対策等の取組が求められます。

(2) 各災害に対する主な課題箇所

前項で整理した課題について、課題図に整理します。

なお、課題図に表示するハザード情報は、マップの見やすさを考慮し洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域/特別警戒区域、液状化可能性区域、大規模盛土造成地、住宅密集地とします。

図 課題図（全域）

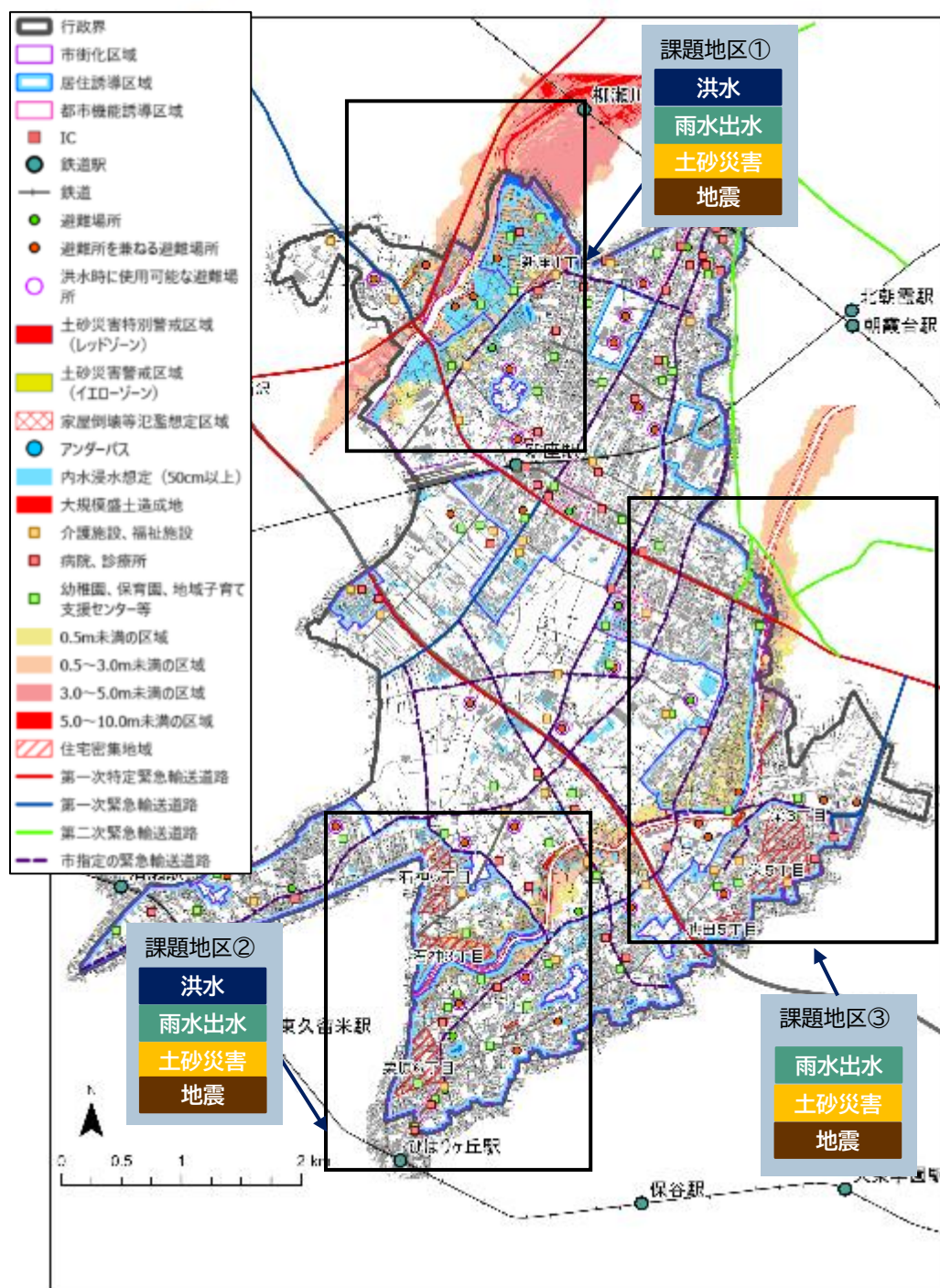


図 課題エリア①(詳細)

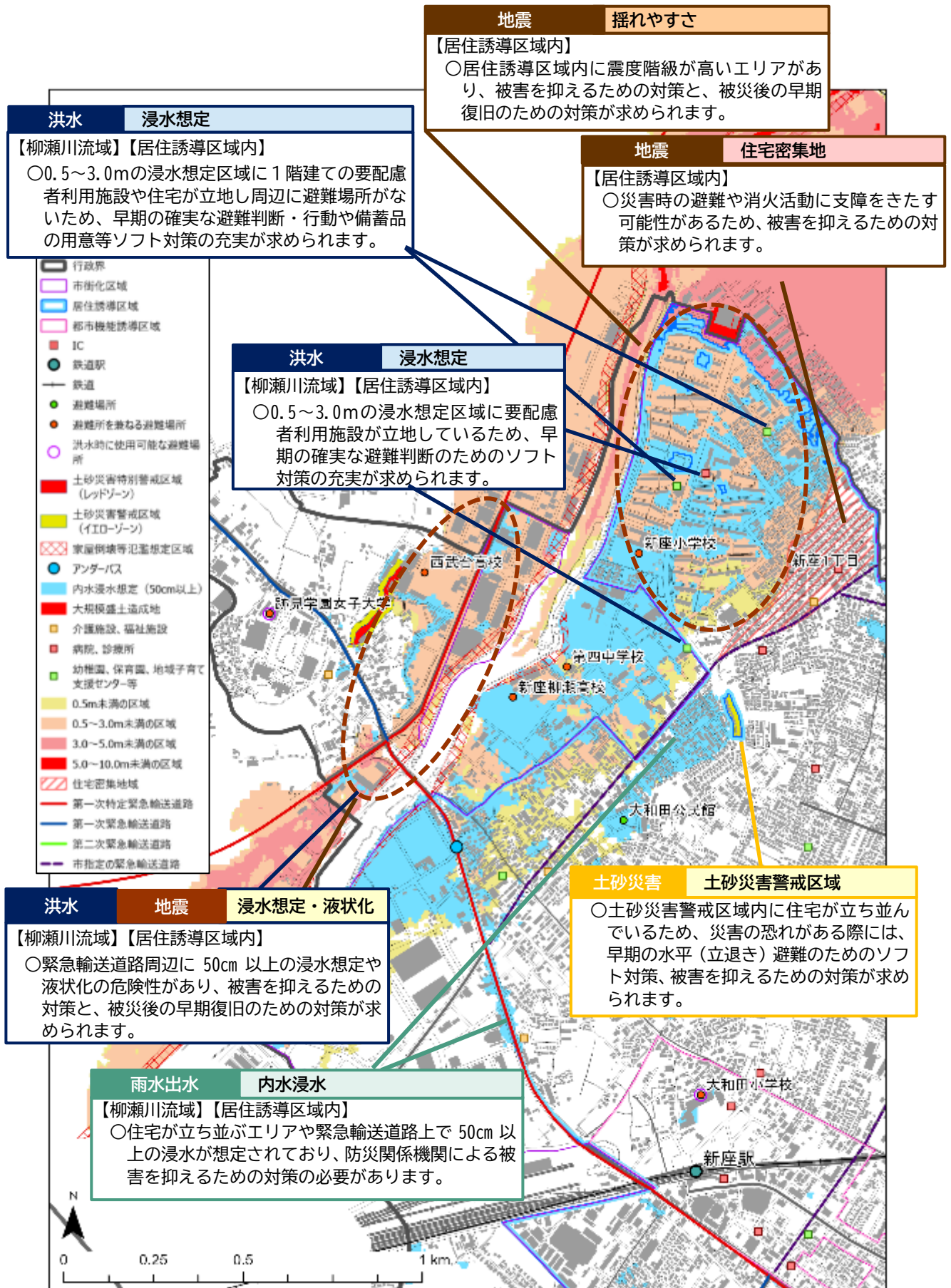


図 課題エリア②(詳細)

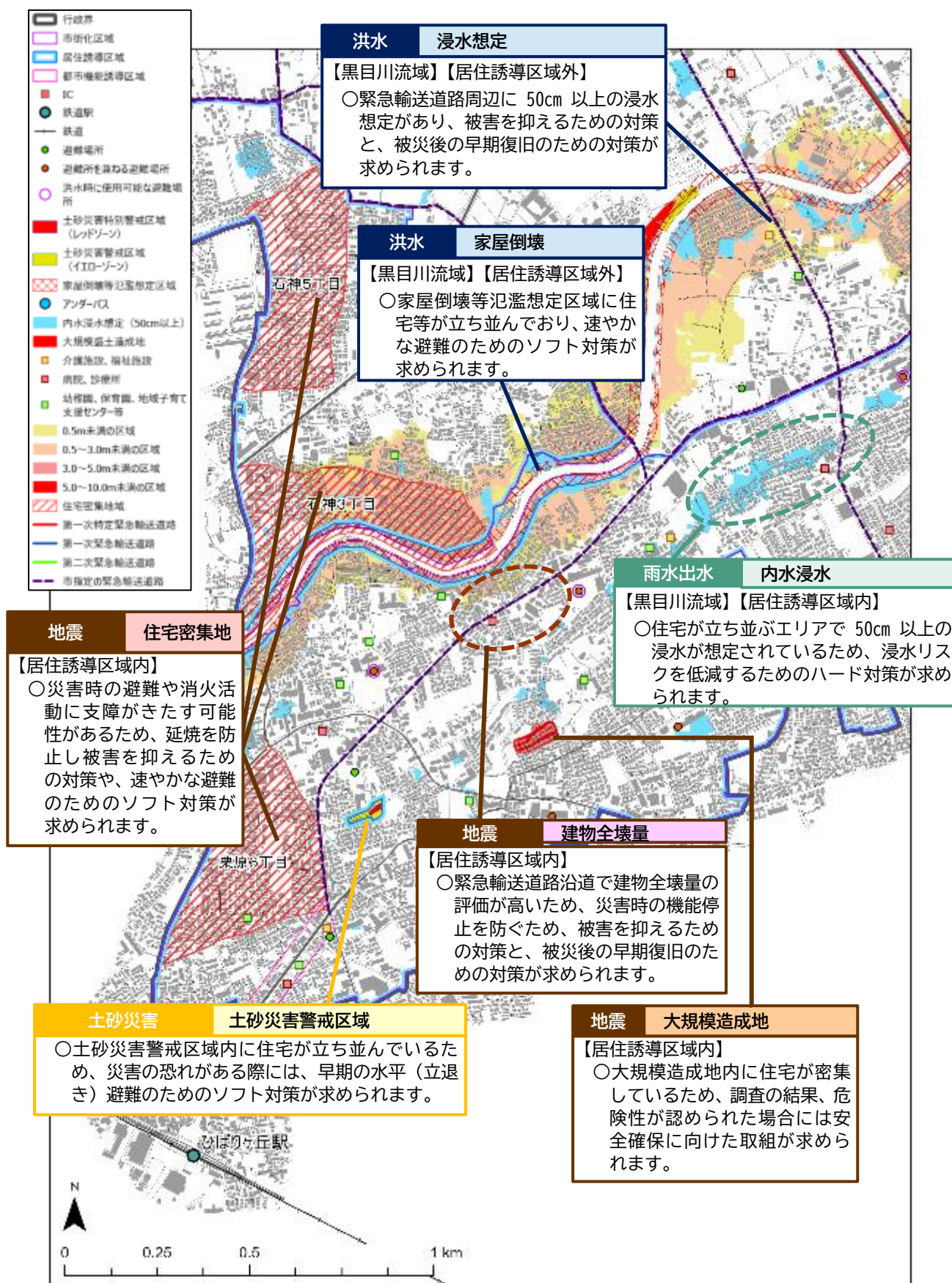


図 課題エリア③(詳細)



1－6 防災まちづくりに向けた取組方針

まちづくりの方針として掲げている「次世代につなぐ コンパクトで安心な暮らしやすいまち 新座」の実現に向けて、防災・現在の視点から取り組むために、本市の都市構造や特性などを踏まえ、まちづくり全体のバランスを考慮し、本市における災害リスクの課題に対して「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」を基本として、以下の基本方針を定めます。

取組方針1	災害リスクの事前回避
--------------	-------------------

- 国、県及び本市が連携した総合治水対策を図り、流域対策・河川対策の両面からの治水能力の向上を図ります。
- 内水氾濫等の改善を図るため、引き続き雨水管渠の整備等を進めます。
- 土砂災害特別警戒区域等や災害の恐れがあり居住誘導区域に含めないエリアに存する住居等については、法令に基づいた建築物の立地・建築規制や災害のおそれが少ない安全なエリアへの居住の誘導を図ります。
- 震災に強いまちづくりのため、住宅密集地の解消を推進していくとともに、都市計画制度の活用により土地利用の適正化を図ります。
- 防災知識の普及啓発、自主防災会の育成強化等を通じて、自助・共助による地域防災力の強化を図ります。

取組方針2	災害リスクの低減の対策（ハード）
--------------	-------------------------

- 火災時の延焼を防止するため、特に密集市街地における建物の不燃化やオープンスペースの確保、消防設備の充実を図ります。
- 住宅街や緊急輸送道路への雨水の流出抑制を図るため、緑地や農地の保全・創出による一時貯留及び浸透機能の強化を図ります。
- 建築物やインフラの耐震化、危険なブロック塀の除去や倒壊防止対策により、震災時の被害を最小限に抑えるための事前対策を講じます。
- 災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査し、必要に応じ対策を検討します。

取組方針3	災害リスクの低減の対策（ソフト）
--------------	-------------------------

- 住民の迅速かつ安全な避難を可能とするため、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能となる体制の整備を図ります。